

ご意見の要旨と本市の考え方

■基本方針に関するご意見等

ご意見の要旨	本市の考え方
区政編全般	
<ul style="list-style-type: none"> 「ニア・イズ・ベター (P1)」「マルチパートナーシップ (P2)」「PDCA (P14)」「Code for OSAKA (P19)」「CivicTech (P19)」「CSR、CSV (P28)」「CB/SB (P34)」「ベストプラクティス (P43)」「インターフェイス (P44)」など、全体として、横文字が多すぎる。広く周知するにはハードルが高い横文字は極力減らすべき。 横文字が多く、その説明の中にも横文字が多い。理解しにくいので、日本語に置き換えられるものについては置き換えてほしい。 全体として、横文字が多く、上から目線の記載が各所に見られる。 	<p>ご意見を踏まえ、プランを読まれる方によりご理解いただけるよう、分かりにくいと思われる用語につきましては、解説内容の見直しや新たに追記をさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 当プランの本意を末端の区役所の担当者にまで届け、また、住民窓口となる職員が住民から反発を受けないようにするためのマニュアルなども必要ではないか。 	<p>当プランの趣旨・目的について、各区役所において、区役所の担当者に周知徹底を図ってまいります。</p> <p>また、「住民窓口となる職員が住民から反発を受けないようにするためのマニュアル」については、区役所職員が区民から説明を求められた際に、区民に対してわかりやすくご説明するために参照できるような資料と理解しましたが、そうした資料について、別途作成し、区役所において共有を図ってまいります。</p>
はじめに	
<ul style="list-style-type: none"> P1に「ニア・イズ・ベターの考え方」とあるが、区の統合が行われると「ファ・イズ・ベター」になるだろう。 	<p>「市政改革プラン2.0 (区政編)」は、現行の24区体制で推進していくもので、新たな大都市制度に向けた仕組み作りとは別に策定するものです。区政運営について、現行体制で今やるべき改善・改革をしっかりと進めていく必要があるため、「区政編」を策定し、取り組んでいくこととしております。</p>
第1章 基本方針	
<ul style="list-style-type: none"> P5に「中間支援組織と連携し」とあるが、出来レースのような採用で始まり、いずれ無くなるとされていた中間支援組織がいつまでもあるため、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」という取組自体の軌道修正が必要なのではないか。 	<p>人口減少や少子高齢化のさらなる進行など、現在の社会環境にかんがみれば、社会全体で対応すべき「公共」の分野がますます大きく広がってきています。</p> <p>そのため、地域の課題や資源など地域の実情を最もよく知っている住民等が中心となり、行政は住民等と協働し、また住民等の活動を支援するといった「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」を行っていくという理念は引き続き維持し、これに基づく取組を進めていく必要があると考えています。</p> <p>中間支援組織については、P32の「現状と課題」に記載しているように地域活動協議会の「事務運営スキルの向上に注力しすぎている傾向にある」という認識のもと、「戦略・取組の方向性」に記載しているように「自立運営に向けた支援へと転換していくため、支援内容</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
	<p>の見直し」を行い、各区長のマネジメントの下で、中間支援組織を活用した地域の実情に応じた有効な支援を行っていくこととしています。</p>
<p>・P5に「自律的な地域運営の実現に向けた基盤づくりが進みました。」とあるが、地域活動協議会ができる前と後で何も変わらない現状の中で頑張っている地域も、進んだ基盤の一つに数えているのなら、少し違うのではないか。</p>	<p>地域活動協議会については、市内のほぼ全域の325地域で形成され一定の基盤づくりはできたと考えていますが、ご意見のとおり、地域活動協議会によっては、自立して活動を活発に進めている地域もあれば、運営面で課題を抱えている地域もあるなど、活動状況も様々であると認識しております。</p> <p>そこで、P24の「戦略・取組の方向性」の「①地域実情に応じたきめ細かな支援」に記載のとおり、その自立と活動の活性化に向け、各地域活動協議会の実情に応じたきめ細やかな支援を進めてまいります。</p>
<p>・P6に「区民サービスの向上と効率的な業務運営」とあるが、住民情報の窓口業務の民間委託業務を区役所に移管したことが「区民サービスの向上」とは思えない。行政に関する知識豊富な職員が必要であり、「効率的な業務運営」というが、人件費削減というしかない。</p>	<p>大阪市では、区民サービスの向上と効率的な業務運営に向けて、平成24年度から区役所住民情報業務の民間委託の導入を開始し、同26年度をもって、全区役所で民間委託の導入を完了しました。</p> <p>民間委託の導入による区民サービスの向上の全体的な状況については、住民情報窓口へ来られた方へのアンケートにより窓口の接遇・印象をはじめとした「市民満足度」の調査を行っていますが、いずれの区役所においても、「良い」という回答と「どちらかと言えば良い」という回答の合計が平均で90%を超える結果となっており（平成28年度実績）、民間事業者のノウハウの活用により区民サービスの向上が着実に図られているものと考えています。</p> <p>ご指摘の「区役所への移管」については、住民情報窓口業務に係る予算を市民局から区役所へ移管したことを指していると考えますが、各区の特性・実情に応じた柔軟な事業展開を進めることが、区民サービスのさらなる向上につながるの認識のもと、区長会議（安全・環境・防災部会）の決議に基づき、区役所へ予算移管を行ったものであり、一層の区民サービスの向上と効率的な業務運営の推進が図られるものと考えています。</p>
<p>・P6に「自律した自治体型の区政運営」とあるが、大阪都構想を掲げて大阪市を廃止すれば、大阪市の自治そのものが無くなり、「自律した自治体型の区政運営」も無くなるだろう。</p>	<p>「市政改革プラン2.0（区政編）」は、現行の24区体制で推進していくもので、新たな大都市制度に向けた仕組み作りとは別に策定するものです。区政運営について、現行体制で今やるべき改善・改革をしっかりと進めていく必要があるため、「区政編」を策定し、取り組んでいくこととしております。</p>
<p>・P7の「自治会・町内会単位の活動の支援」について、広報紙の全戸配布業務を地域活動協議会に委託し、自治会や町内会が実務に動けば良いのではないか。町会の方々が配布することで「地域活動協議会は町会に入っていない住民も対象である」ということがわかりやすくなるのではないか。</p>	<p>地域活動協議会については、今後拡大が予想される「公共」の担い手として、さまざまな活動主体が地域における課題を共有し、それぞれの活動主体が協働しながらその解決に向けた取組を進めるために形成されており、その活動は、町内会・自治会の加入の有無に関わらず、広くその地域に住む住民を対象に行われています。</p> <p>ご意見にある広報紙の配布については、既に複数の区でコミュニティ・ビジネス化（本市事務事業の社会的ビジネス化（P34参照））し、地域活動協議会などに委託する取組を進めていることから、そういった取組を全区で情報共有し、地域実情も踏まえたいうで、他の地域にも広がるよう、取り組んでまいります。</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
<p>・P7「これまで、地域への支援については、地域活動協議会の活動に重点を置いてきたため、それより身近な単位である自治会・町内会単位の活動の支援に意識が向いていなかった状況があります。」とある。これは、一部の役員が権力を振るう自治会・町内会の腐敗した活動実態にメスを入れ、地域活動協議会を作り公金の流れの見える化を図るためであったが、それを反故にしてしまうのか。</p>	<p>ここでいう「自治会・町内会単位の活動の支援」とは、特定の地域団体を指すものではなく、住民により身近な範囲で実施されている活動を対象にして、地域コミュニティの活性化に向けた支援を行っていくという考えです。</p> <p>今後も、地域活動協議会においては、公金の使途も含め、民主的かつ透明性を確保しながら、地域の実情に応じた様々な活動を行うといった自律した地域経営を進めてもらいたいと考えており、行政としては、地域活動協議会における住民自治組織としての機能強化に向けた支援を行うとともに、活動の活性化に向け、地域活動協議会の構成団体をはじめとした様々な活動主体に対し、地域の実情に応じたよりきめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えておりますが、地域活動協議会の活動を活性化させるためにも、その基盤となるより身近な単位でのつながりづくりにも意識を向け取り組んでまいりたいと考えております。</p>
<p>・P7に窓口サービスの格付け結果があるが、窓口サービスの格付け調査に意味は無い。一般人の窓口サービスのイメージは住民票の発行などに関わるもので、職員の努力で変えられるものではなく、人材派遣会社の質によるものだからである。窓口業務を請け負う業者の査定には調査の価値があるが、区のサービスの格付けとして発表するのは良くない。調査をするなら、業者の窓口サービスとその他の窓口サービスを明確に分けるべきだ。</p>	<p>「区民に身近な総合行政の窓口」をめざす区役所は、証明書の発行等を担当する住民情報窓口に限らず、あらゆる部署が区民にサービスを提供する窓口としての意識を持ち、業務を遂行しています。</p> <p>このような認識に基づき、各区役所に対する窓口サービス格付けの調査にあたっては、窓口サービス業務担当課はもちろんのこと、基本的にバックヤード業務を担う総務担当課も含めた全課を調査対象としています。</p> <p>また、各区役所の住民情報業務を請け負う民間事業者にあつては、受注者として、発注者たる区役所のめざす窓口サービスのイメージを理解・共有したうえで、当該イメージの実現に向けて当該事業者の有する顧客対応スキル等窓口サービスの向上に資する民間ノウハウを活用しており、利用される市民から一体のものとして認識されていると考えられることから、民間委託化した窓口とそれ以外の窓口との間で、窓口サービス格付け調査の対象とするかどうかには差を設ける理由はないものと考えています。</p>
<p>・P8の「担い手の確保」について、地域活動協議会が軌道に乗っていない現状では、まだ早い希望だと思う。地域活動協議会の認知度及び具体的にどんな活動をしているかの周知が徹底できて、活動の様子を見る機会があつてやっと「やってもいいかな」との動機が芽生えると思う。「情報入手→何度か参加して楽しかった→手伝ってもいいかな→このくらいなら続けてできそうだ」ではないと、「やらされている」になってしまうと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、地域活動の担い手不足の解消に向け、まずは地域でどういった活動が行われているかを、地域住民の皆様にご覧いただき、そのうえで、無理なくご参加いただけるよう、様々な工夫を凝らす必要があると考えております。</p> <p>そこで、P19の「戦略・取組の方向性」の「③気軽に活動に参加できる機会の提供」に記載のとおり、地域活動に誰もが気軽に参加できる場の情報など、活動のきっかけとなる情報の収集・発信を行ってまいります。</p> <p>また、P20の「戦略・取組の方向性」の「⑨活動への参加促進」に記載のとおり、活動への参加促進に向け、活動主体に対し、例えば、短時間や短期間だけでも活動に参加するための仕組みや工夫に関する働きかけ等を進めてまいります。</p> <p>地域経営の核である地域活動協議会においては、活動個々の目的や考え方について、地域活動協議会自身が積極的に発信し、民主的で開かれた組織運営を行う</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
	<p>ことで理解が広まっていくと考えており、そうした地域活動協議会の取組をそれぞれの地域実情を踏まえ、効果的に支援してまいります。</p>
<p>・P8に「ICT世代をターゲットとした取組」とあるが、PDFのリーダーをAdobeの最新のをインストールしないと文字が欠落して読めないし、コピー&ペースト時に1文字ごとに改行が入る。誰でもアプリをインストールせずに読めるHTML等で提供して欲しい。これではICT世代をターゲットとした取組が進んでいるとは言えない。</p>	<p>本市ウェブサイトにおける市政改革に関する情報発信については、HTMLによる概要の記述とあわせてPDFファイル等を掲載しておりますが、HTMLによる情報を増やすなど、今後とも市民の皆様がより利用しやすいウェブサイトの作成に努めてまいります。</p>
<p>・P8「市民活動総合ポータルサイト」の意味が分かりにくいいため、下記の注釈を付けることを提案する。 「ポータルサイトとは、Web上の様々なサービス情報を集約して簡単にアクセスできるようにまとめた、Web利用の起点となるWebサイトのこと。」</p>	<p>P8の注釈は、「市民活動総合ポータルサイト」がどういったものかをご理解いただくためのものです。ご意見を踏まえ、ネット上の用語である「ポータルサイト」の説明も加えるよう検討してみましたが、「Web」などの用語に慣れ親しまない方もおられ、かえって複雑な説明となると考えられることから、個々の用語の説明よりも「市民活動総合ポータルサイト」が持つ機能についての説明をさせていただくこととしているところです。ご理解のほどお願いします。</p>
<p>・P9の「自立して活動を活発に進めている地域もあれば」とあるが、「各区の活動地域の数」「その中で自立して活動を進めている地域の数」「自立できていない地域の数」を一覧にすれば、地域のカラーにあった支援のあり方も見えてくるのではないかと。</p>	<p>ご意見のとおり、各地域活動協議会に対するきめ細やかな支援に向けては、地域の現状や特性を「見える化」することが重要だと考えています。 そこで、P24の「戦略・取組の方向性」の「①地域実情に応じたきめ細かな支援」に記載のとおり、地域ごとに、人口動態などの地域特性や地域課題、地域活動協議会の活動状況や運営上の課題などを客観化・明確化するための「地域カルテ」を作成し、各地域活動協議会との間で認識共有することで、地域の実情に応じた支援を進めてまいります。</p>
<p>・P9「地域活動協議会」について、平成26年度に市の方針で誕生したが、必ずしも市民に設立趣旨が理解されておらず、平成26年度以前から存在する地域の社会福祉協議会と並列的に理解されている。 下記の提案をする。 「各区の各地域活動協議会を上部組織として、地域の社会福祉協議会を下部組織とする。区政会議には地域活動協議会を代表して委員1名を派遣する。そうすることにより、区政会議を通して両組織の情報の理解と相互理解が進むことが期待できる。」</p>	<p>地域活動協議会は、校区等地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的とする連合組織であり、地域の社会福祉協議会におきましても地域活動協議会を組織する構成団体の一員となる場合もあれば、地域社会福祉協議会自体が地域活動協議会としての実態を備えている場合には、地域社会福祉協議会自体が地域活動協議会となることも考えられます。 なお、地域活動協議会とその構成団体との間には、上下関係は存在しないと考えております。 今後、P24の「戦略・取組の方向性」の「②地域活動協議会の認知度向上に向けた支援」に記載のとおり、学校との連携やICTなども活用しつつ、あらゆる機会をとらえて発信し、地域の方々と意見交換などを行っていくことで、地域活動協議会に対する理解度や認知度向上に取り組んでまいります。 なお、区政会議と地域活動協議会との関係についてはP41の「戦略・取組の方向性」の「②区政会議と地</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
	域活動協議会との連携」に記載のとおり、各区の地域の実情や特性に応じ、地域活動協議会からの委員選定に向けて取り組むこととしております。
<p>・P10の「区政会議の機能強化」とあるが、日々の仕事や家事等の合間に住民自治に関わる住民には時間に限界があり、住民自治が住民の生業にはなり難いことを理解すべき。住民のための区政会議が条例のための区政会議にならないようにしてほしい。仕事でもないのに「晩御飯の時間に参加することが条件の会議」などが女性が参加し難い原因の一つであることも、クリアしてほしい。</p>	<p>区政会議は、区民等の多様なご意見を的確に把握するために開催する会議であり、開催時間等の会議運営についても、様々な区民の方々にご参加いただきやすいよう工夫することが重要であると考えております。</p> <p>各区においては、極力委員の皆様が出席しやすい曜日や時間に配慮しながら設定しているところですが、ご意見を踏まえ、P41の「戦略・取組の方向性」の「①区政会議の運営についての効果的なPDCAの実施」の取組の中で、各区長の責任のもとで、各区の実情に応じ、引き続き区政会議の運営の工夫を凝らすとともに、会議運営についての説明責任を果たしてまいります。</p>
<p>・P10で地域活動協議会と区政会議との連携が十分できていない課題を指摘しているが、城東区では、地域活動協議会の多くの委員からの意見が区政運営に反映されている。区政会議委員の定数や公募委員の募集人員を削減することなく、広く区民の意見を聞くことが住民自治に役立つのではないかと。</p>	<p>区政会議の委員については、あまりに少ない委員数では、多様性を確保できない可能性もある一方で、委員の数があまりに多すぎると、限られた会議の時間の中では、委員による意見の表明・交換について不十分なものとなることも危惧されます。</p> <p>そのようなことから、委員定数については、市規則で上限・下限を設定して、区の実情を踏まえ、柔軟に委員の定数を定めているところです。</p> <p>また、これまで熱心に地域活動を行いながら地域を支えておられる区民の方々の意見も重要ですし、一方で、これまで区政運営への関与が薄かった区民の方々の意見も必要であることから、公募委員の割合については、市規則で、委員の定数の1割以上と規定しているところです。</p> <p>各区においては、こうした考え方にに基づき、引き続き、住民自治の拡充の観点から、ご指摘のとおり、各区長の責任のもとで、区民等の多様な意見が適切に反映されるよう、各区において区政会議における委員定数の設定や委員の選定を行うとともに、委員構成についての説明責任を果たしてまいります。</p>
<p>・P10「区政会議の機能強化」とあるが、公募委員の割合を1割から3割にしてはどうか。</p>	<p>区政会議においては、これまで熱心に地域活動を行いながら地域を支えておられる区民の方々の意見も重要ですし、一方で、これまで区政運営への関与が薄かった区民の方々の意見も必要であることから、公募委員の割合については、市規則で、委員の定数の1割以上と規定しているところです。</p> <p>市規則は、下限を設定したものであるため、市規則を踏まえ、区の実情に応じて、公募委員の割合を例えば3割にするなど柔軟に設定することが可能です。</p> <p>各区においては、こうした考え方にに基づき、各区長の責任のもとで、区民等の多様な意見が適切に反映されるよう、各区において区政会議における委員定数の設定や委員の選定を行うとともに、委員構成についての説明責任を果たしてまいります。</p>
<p>・P10「区政会議の機能強化」とあるが、住民参加の幅を広げるため、委員の公募は3割以上とすべき。また、区政会議での決議が出席者の三分の二ではなく、定数の三分の二としている条項は、決議をさ</p>	<p>「委員の公募は3割以上とすべき」とのご意見について：</p> <p>区政会議においては、これまで熱心に地域活動を行いながら地域を支えておられる区民の方々の意見も重要ですし、一方で、これまで区政運営への関与が薄</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
<p>せなくしており、出席者数を母数にすべき。</p>	<p>かった区民の方々の意見も必要であることから、公募委員の割合については、市規則で、委員の定数の1割以上と規定しているところです。</p> <p>市規則は、下限を設定したものであるため、市規則を踏まえ、区の実情に応じて、公募委員の割合を例えば3割にするなど柔軟に設定することが可能です。</p> <p>各区においては、こうした考え方に基づき、各区長の責任のもと、区民等の多様な意見が適切に反映されるよう、各区において区政会議における委員定数の設定や委員の選定を行うとともに、委員構成についての説明責任を果たしてまいります。</p> <p>「区政会議での決議が出席者の三分の二ではなく、定数の三分の二としている条項は、決議をさせなくしており、出席者数を母数にすべき」とのご意見について：</p> <p>区政会議は、審議会等のように行政からの諮問に対し機関としての答申を行うことを想定したものではありません、いわゆる行政運営上の会合として、区民等からの多様な意見を聴取するため、個々の委員からご意見をいただくことを目的とした会議です。</p> <p>そうした前提のもとで、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」第10条では、委員間の自発的な議論によって、定数の3分の2以上の委員の意思として決議が行われた場合には、それが特別多数によるものであることを考慮して、委員の個別の意見とは区別し、区政会議のまとまった意見として、それに対する区長等の対応を規定したものです。</p> <p>仮に、出席者を母数とした場合は、例えば、会議が成立する最低人数の2分の1の出席により会議を開催した場合、その3分の2の意思により決議が行われたとしても、区政会議の全委員の約3分の1の意思が示されたにとどまり、区政会議としてのまとまった意見とは言い難いことから、定数を母数としております。</p>
<p>・P10「区政会議の機能強化」について、区政会議は年4回程度開催されているが、区の年間実施計画のPlan, Do, Seeのサイクルを考慮して、会議回数を2回程度増やすことを提案する。</p>	<p>区政会議は、区の施策の実施にあたり、立案段階から意見を把握し適宜反映するとともに、その実績や成果の評価について意見を聴くための会議であるため、PDCAサイクルを踏まえた開催を行うことが必要と考えております。</p> <p>こうしたことから、条例上、お住まいの区が取り組んでいく事業やその予算（区の運営方針）の策定や、区政運営の総合的な評価、つまり、PlanとCheckの最低2回は区政会議の委員の皆さんから意見を伺うこととしております。上記の状況を踏まえ、区政会議の委員の皆様には、お忙しい日々の仕事や家事等の合間を縫って参画していただいていることから、各区においては、開催回数や時間等に工夫を凝らしながら、区政会議の運営に努めているところです。</p> <p>ご意見を踏まえ、P41の「戦略・取組の方向性」の「①区政会議の運営についての効果的なPDCAの実施」の取組の中で、各区長の責任のもとで、各区の実情に応じ、引き続き区政会議の運営の工夫を凝らすとともに、会議運営についての説明責任を果たしてまいります。</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
<p>・P10「区政会議の機能強化」について、区政会議の開催日、会議内容の報告、課題などについて、区広報紙、ポスター掲示等を通して区民に広く知らせ、関心と意欲を高めてはどうか。</p>	<p>区政会議は、区民等の多様な意見を的確に把握し、区政に反映するための重要な手法の一つです。ご意見をいただいたとおり、区民等の方々に区政への関心や参画への意欲を高めていただくため、会議内容等について、広く区民等に明らかにすることは重要であると考えております。</p> <p>これまでも、区政会議に関する情報の区広報紙への掲載や、インターネットによる会議の様子動画配信、区内広報板での情報発信などに取り組んできております。</p> <p>P45の「戦略・取組の方向性」の「③区政情報の発信」において、区政に関する情報が区民全体に届けられるようきめ細やかな情報発信を行うこととしており、引き続き、区民の皆様が区政への関心や区政運営への参加・参画の意欲を持っていただけるような情報発信に取り組んでまいります。</p>
<p>・P10「区CM制度の運用の徹底や職員の意識啓発にさらに取り組む必要がある」としているが、区CM制度が機能していないのは、局を区長の指揮下に置くとした制度自体に意思決定や業務が複雑化するなどの問題があるのではないかと。形式的に区長権限が大きくなっても、区役所にそれに見合った企画・調整の体制、局との連携体制がなければ権限を活用できず、それに見合った人材と人員の確保も必要ではないかと。</p>	<p>住民に身近なところで地域の実情に即して決定する観点からは、基礎自治に関する施策や事業については、住民に身近な区長が決定・展開できるよう、権限や予算をできる限り区長に移譲していくことが重要であると考えております。</p> <p>一方で、単に、局から区役所の長である区長に権限や予算を移譲した場合、ご指摘のとおり各区役所にその予算を執行する体制も整えていく（職員の増員）必要がありますが、職員の大幅な増員は本市の厳しい財政状況から見て極めて困難です。</p> <p>このため、予算や体制を区に移管することなく、局に置いたままで各区長が決定権を持つという仕組みを構築し、運営しているところです。</p> <p>なお、区長への決定権の移譲にあわせ、副区長専任化、企画調整担当課長等の配置を行い、区役所の企画機能・総合調整機能に関する事務執行体制の強化を図っております。</p> <p>そうした仕組みについての理解促進を図るため、P35で掲げているように、区CM制度の趣旨に即した運用の徹底に向けた職員の意識啓発に取り組んでまいります。</p>
<p>・P10「区政会議の機能強化」について、会議の運営を民主的に行うようにすべきだ。</p>	<p>「会議の運営を民主的に行うようにすべきだ」とのご意見については、「区政会議の運営方法について区政会議の委員の意見もききながら、区政会議を運営すべきである」という趣旨と理解しております。</p> <p>ご意見を踏まえ、P41の「戦略・取組の方向性」の「①区政会議の運営についての効果的なPDCAの実施」の取組の中で、各区長の責任のもとで、各区の実情に応じ、区政会議の委員の皆様から運営についての具体的なご意見もいただきながら、引き続き区政会議の運営の工夫を凝らすとともに、会議運営についての説明責任を果たしてまいります。</p>
<p>・P11の「地域課題解決に向けた活動の活性化」について、「身近な地域課題」とあるが、具体例をあげると分かりやすい。どのようなことを地域課題として扱うか、基準があるといいのではないかと。</p>	<p>「身近な地域課題」については、例えば、P16に記載のとおり、福祉や防災といったテーマが挙げられますが、地域課題は地域ごとに異なるものでありますことから、まずは、住民の皆様がそれぞれの地域における課題は何かについて話し合い、活動の目的を確認しあって取り組んでいただくことが重要だと考えてい</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
	<p>ます。</p> <p>そのうえで、P24の「戦略・取組の方向性」の「①地域実情に応じたきめ細かな支援」に記載のとおり、「地域カルテ」の作成を通じ、住民の皆様自身による地域課題やニーズの把握、課題の解消に向けた取組の実施について、積極的に支援してまいります。</p>
<p>・P12の「改革の柱2 区長の権限・責任の拡充と区民参画のさらなる推進」について、区政会議の委員の意見や、地域で声の大きな人の意見をもって「区民の声」とされるのではないかと懸念が残る。意見を言わない区民が置き去りにならないようにしてほしい。</p>	<p>区政会議は、区民等の多様な意見を的確に把握し、区政に反映するための重要な手法の一つです。</p> <p>特定の区民だけではなく、より幅広い区民の意見やニーズを把握するため、区長と地域住民との懇談、アンケート調査、区役所への意見箱の設置など様々な取組も進めているところです。</p> <p>P43の「多様な区民の意見やニーズの的確な把握」では、意見やニーズの把握手法の多角化に取り組むこととしています。引き続き、区政会議を含め、各区役所が工夫を凝らした様々な手法により、より多くの区民からの意見やニーズをいただき、区政運営への反映に努めてまいります。</p>
<p>・P12にある区政会議について、会議の開催日を1か月前までに知らせ、十分に論議できるように専門部会を設置するなど工夫してはどうか。</p>	<p>「会議の開催日を1か月前までに知らせ」とのご意見については、開催日の通知から開催日までに十分な期間を確保することにより、委員が出席しやすいようにするという趣旨と理解しております。</p> <p>区政会議において区民等の多様な意見を聴くという観点からは、区政会議において委員の方々が全員ご出席いただくことが基本と考えております。</p> <p>また、「十分に論議できるように専門部会を設置するなど工夫してはどうか」とのご意見については、より専門的な内容について活発に議論をおこなうため、部会を設置している区もあり、活発な意見交換が行われる工夫を凝らすことが必要と考えております。</p> <p>ご意見を踏まえ、P41の「戦略・取組の方向性」の「①区政会議の運営についての効果的なPDCAの実施」の取組の中で、各区長の責任のもとで、各区の実情に応じ、引き続き区政会議の運営の工夫を凝らすとともに、会議運営についての説明責任を果たしてまいります。</p>
<p>・P12「区民が区政運営に参加・参画する仕組みのさらなる充実」について、区長会議の内容が報告されていないので、意見の反映状況を明らかにし、意見を具体化していくような会議の運営をすべきだ。</p>	<p>ご意見の趣旨は、区民が区政運営に参加・参画する仕組みである区政会議等で把握した区民のご意見等について、区長会議においてどのような議論が行われているのが明らかになっていないため、それを明らかにし、意見の具体化に資するようにすべき、というご意見であると理解しております。</p> <p>区長会議については、区長会議やその部会において「決定に基づき実施した内容について対外的な情報発信があまりできていない」といった課題認識もあります。</p> <p>P40では、区長会議での決定事項の進捗管理や情報発信の強化に取り組むこととしており、いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様に対し、わかりやすい情報発信ができるよう、工夫してまいります。</p>
<p>・P14の「区長会議」について、区長会議は単に連絡会のように、意見が言える雰囲気ではないとのことなので解決してほしい。ある区では、区長自ら区内各校の学</p>	<p>区長会議では、より議論を深め意思決定を迅速化するため、24人の区長が参加する全体会のもとに、施策分野ごとに5～7人の区長が参加する部会を設置し、部会の決定を全体会で共有しております。そうしたこ</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
<p>校協議会へ出席したという話を聞いたことがあり、うらやましい。学校活性化条例同様、名ばかりの政策にならないと思う。</p>	<p>とから、区長会議の全体会においては、部会決定内容の報告が中心となっておりますが、課題によって、全体会においても議論を行っています。</p> <p>区長会議の会長を中心に、各区長が発言しやすい議事運営に努めておりますが、ご意見を踏まえ、P40の「区長会議の運営についてのさらなる改善」の取組の中で引き続き、そうした議事運営に取り組んでまいります。</p> <p>学校活性化条例につきましては、本市では、学校の活性化や学校教育の振興に資するため、学校の運営とそのために必要な支援について定めた大阪市立学校活性化条例に基づき、すべての学校に学校協議会を設置し、開かれた学校運営に努めています。区長には学校協議会が適正に運営されるよう補佐する役割がありますが、ご意見をいただいたとおり、各区においては区長自らが学校協議会へ出席するなどの工夫をしています。</p> <p>P39において、「共通して取り組むことでより効果の上がる取組の全市展開」に取り組むこととしております。このような各区の好事例については、区長会議において共有化することで、各区の取組を促進し、市民サービスの向上を図ってまいります。</p>

■具体的な取組項目に関するご意見等

ご意見の要旨	本市の考え方
<p>1 改革の柱 1 全般</p>	
<p>・人と人との繋がりや情報は情報の共有がその根源にある。それはSNSやICTではなく生の声が共有されてコミュニティが構築されると考える。</p>	<p>ご意見のとおり、人と人とのつながりは、近所に住む方同士が、日常生活の中で、世代を超えて顔見知りになっていくことが重要であると考えています。</p> <p>一方で、P18に記載のとおり、昨年度実施した市政モニターアンケートによると、20代以下では、全体の8割が「ICTツールの活用」により市政情報を得ていることがわかりました。</p> <p>今後、人と人とのつながりづくりを促進していくためには、とりわけ若い世代などこれまで地域活動に関わりの薄かった方々に対し、市民活動についてご理解いただくことが必要なことから、ご提案にある「生の声」での情報の共有はもちろんのこと、P19の「戦略・取組の方向性」の「④ICTを活用したきっかけづくり」に記載のとおり、SNSやICTも活用し工夫を凝らした情報発信についても進めてまいります。</p>
<p>・地域活動には多くの時間が必要であり、現役世代には政府の肝いりで導入されたプレミアムフライデーのような働き方改革が必要である。</p>	<p>地域活動に多くの時間が必要であり、現役世代の活動参加が重要となっている中、ご意見にもあるように、地域活動に参加しやすい環境を整えることが必要と考えています。</p> <p>そこで、今後は、P19～20の「戦略・取組の方向性」の取組の中で、「活動に気軽に参加できる場の情報の収集・発信の提供」や「ICTを活用した情報発信の工夫」、「誰もが気軽に参加（短時間や短期間だけ活動に参加）できるための仕組みや工夫」を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>・地域活動協議会の補助金について、区政会議においてプレゼンの実施等により、予算を付けるべき。</p>	<p>大阪市が補助金の申請内容を審査する際、その手続きの一環として、ご提案の区政会議におけるプレゼンを行うことも一つの手法かと思われまます。</p> <p>ご意見も参考としながら、各区長の責任のもとで、各区の実情に応じ、補助金の効果的な執行を図ってまいります。</p>
<p>・地域活動協議会の活動メンバーは、無報酬のボランティアで、活動内容は憲法で定める「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」に準じるものとしてはどうか。</p>	<p>地域活動協議会の個々の活動のメンバーについて、①無償のボランティアを要件とし、②公務員に準じたものとして位置付けてはどうか、という趣旨のご意見として回答いたします。</p> <p>ボランティア活動は、文字どおり自らの意思や判断で活動に取り組むもので、例えば高齢者の支援、まちの美化活動といったように、自らの問題意識の沿った特定の分野や時間等に限って自由に活動されるものであり、また、ボランティア活動を無償とするか有償とするかについても、地域活動協議会の自律的な決定によるものと考えています。</p> <p>一方で、公務員は、ご意見にもあるように「全体の奉仕者」であって「一部の奉仕者」ではない（活動分野を問わない）ことから、地域活動協議会の個々の活動のメンバーの方に対して、ボランティアで活動することを要件とし、かつ、活動分野を問わない公務員に準じた位置づけとすることはなじまないと考えています。</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 住民自治について、市政改革プラン（区政編）は、安心、安全、子育て、環境、ゴミ、防災、防犯の範疇に絞り、特に子供の成長と防犯に重点を置いてはどうか。見守り活動は地域の防犯意識の向上にも大きく貢献していると考えます。 	<p>地域によって抱える課題は実に多様であり、例えばある地域では、ご意見のように、子どもの見守りと防犯に重点を置く必要があると考えているところもあれば、別の地域では、高齢者見守りと防災に重点を置く必要があると考えているところもあります。</p> <p>このように地域によって異なる課題を、お住まいの地域住民同士で共有し、その解決に向けた活動が活発に行われることが、地域社会における住民自治の拡充につながるものと考えており、P24の「戦略・取組の方向性」の「①地域実情に応じたきめ細やかな支援」の取組の中で、各地域がその特性や課題に即して活発に活動を行うことができるよう、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地域活動協議会について、予算が毎年減少傾向にあると聞いており、また、組織運営が効率的で責任の所在が明確になり不正を抑え込むと考えるから、組織を簡素化してはどうか。組織の簡素化が今後の住民自治意識の高揚につながる。 	<p>大阪市の地域活動協議会への補助金予算額については厳しい財政状況の中ではございますが、事業の見直しなどにより補助金額を増やした区もあるなど、全区の合計額ではほぼ横ばいながら若干増加傾向にあるところです。（地域活動協議会補助金の予算額の推移は、大阪市ホームページでも公表しています）</p> <p>地域活動協議会の「組織の簡素化」については、地域活動協議会は小学校区等を活動エリアに含む多様な市民活動団体が参画して共に地域づくりを考え、取り組んでいただくためのものであることから、ご指摘の趣旨が、地域活動協議会の組織構成員を限定するかたちでの「簡素化」であるならば、地域活動協議会の目的にそぐわないと考えています。</p> <p>地域活動協議会の取組に対しては、P24の「戦略・取組の方向性」の「①地域実情に応じたきめ細やかな支援」の取組の中で、効率的な組織運営についての支援も行ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 小学校の学校行事や地域の防犯の現状等の情報が、見守り活動中の皆様に共有されることが必要ではないか。それが今後の住民自治意識の高揚につながる。 	<p>見守りなど、地域課題の解決に向けた取組については、当該活動団体だけではなく、様々な市民活動団体、学校及び行政機関が連携・協力して実施することでさらに効果が高まるものと考えていることから、活動に必要な情報等の共有は重要であると考えています。</p> <p>今後は、P24の「戦略・取組の方向性」の「①地域実情に応じたきめ細やかな支援」に記載のとおり、地域活動協議会をはじめとした様々な活動主体による地域活動の活性化に向け、地域の特性や課題を地域の皆様自身で把握・共有するための「地域カルテ」の作成支援や、地域活動に関する様々な情報発信及び共有などの支援に取り組むことで、住民自治意識の高揚につなげてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者を有効に活用することは引きこもりや認知症の予防にも資するし、今後の住民自治意識の高揚につながる。 	<p>地域コミュニティの活性化に向けては、団塊の世代の皆さまの活動参加をはじめ、多くの高齢者の皆さま方が地域活動に参加していただきたいと考えています。</p> <p>そこで、P19の「戦略・取組の方向性」の「③気軽に活動に参加できる機会の提供」に記載のとおり、各区において活動参加のきっかけとなる情報の収集・発信などに取り組んでまいります。</p> <p>また、気軽に活動に参加できる機会を提供するなど参加の促進を図り、地域活動の活性化につなげるなどを通じて、住民自治意識の高揚につなげてまいります。</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 港区における「まちづくりセンター」は、本来すべき地域のファシリテーター育成が全くできておらず、害あって益なし。そもそも、センターそのものの職務は黒子であり、表に出ない縁の下の力持ちを自負すべき。 	<p>たいと考えております。</p> <p>まちづくりセンター等は、地域活動協議会による自立した地域経営をめざして、自身の専門性を発揮しながら支援することを目的としており、ご意見にあるような地域のファシリテーター育成もその中の重要な要素の一つであると考えています。</p> <p>これまでは地域活動協議会の立上げ期にあったため、まちづくりセンターの役割も地域活動協議会の立上げ支援を主たるものとして進めてきた経過がありますが、P32の「戦略・取組の方向性」の「①まちづくりセンター等による支援についての評価基準の設定と支援内容の見直し」に記載のとおり、今後は、地域活動協議会の自立運営に向けた支援という、まちづくりセンターの本来の目的に向けた支援へと転換していくための支援内容の見直しに取り組んでいくこととしています。</p>
<h2>2 人と人とのつながりづくり</h2>	
<ul style="list-style-type: none"> P16に「少子・高齢化の進行やマンションなどの共同住宅の増加…」とあるが、年数の経ったマンションでは少子高齢化で管理組合が開店休業状態のケースもあり、視点が甘い。また、市営住宅等の公共共同住宅、民間賃貸共同住宅では、「いつか引越すかもしれないので町内会には入らない」という考え方とも相まって、持ち家住民との「地域に対する思い入れ」の温度差も無視できない。 	<p>いただいたご意見と同様の問題意識から、P16の「戦略・取組の方向性」の「①人と人とのつながりづくりのための取組への支援」の取組の中で、マンションなどの共同住宅でのコミュニティ活性化に向けた取組を進めることとしています。</p> <p>取組にあたっては、それぞれの特徴や状況を把握したうえで必要な支援を行うことが重要だと考えており、また、地縁による団体やグループへの加入を促進するためにも、若い世代をはじめ多くの人に、人と人とのつながりづくりの大切さを感じていただけるような情報発信等に取り組んでまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> P16「地域コミュニティの活性化」について、人と人とのつながりづくりのためには、啓発や情報提供だけでは不十分であり、地域の居場所づくりや子ども食堂などの活動に対して、行政が具体的な支援を行うことも必要ではないか。 	<p>ご意見のとおり、人と人とのつながりづくりに向けては、啓発等を行うだけでなく、自治会・町内会単位の活動への具体的な支援が必要であると認識しております。</p> <p>すでに、地域の居場所づくりや子ども食堂などの活動に対する支援の実例もあり、P19の「戦略・取組の方向性」の「①自治会・町内会単位(第一層)の活動への支援」の取組の中で、こうした実例を参考にしながら、地域の実情に応じた具体的な支援策を検討してまいりたいと考えています。</p>
<h2>3 地域に根ざした活動の活性化(地縁型団体)</h2>	
<ul style="list-style-type: none"> 新興住宅地などでは回覧板もまわらないことがあり、住民も自ら「見よう」と思わなければ情報が入ってこない。市民(区民)アンケートで「回覧板には一通り目を通しますか？」などの設問を設け、回覧板のあり方まで見直しの対象にしてはどうか。 SNSをしない高齢者にとっては回覧板は有効だと思うが、子育て世代では、保育所や幼稚園、小学校で配られる手紙として情報発信するのが有効ではないか。持ち帰る子供にインパクトを与えるような手紙にし、子供が保護者に情報発信する仕組みを検討してみてもどうか。地域活動協議会とはぐくみネットを活用し、地域の情報発信 	<p>P18、P22の「現状と課題」に記載のとおり、市政の情報を得るために利用している媒体・メディアについては、「区の広報紙」が一番多く、現在においても、紙による情報提供が有効な手段であることがわかります。一方で、20代の若い世代では「ICTを活用したツール」による情報収集が一番多くなっています。</p> <p>そこで、P19の「戦略・取組の方向性」の「④ICTを活用したきっかけづくり」に記載のとおり、SNSなどのICTを活用した、地域住民への情報発信や対話を進める取組を進めるとともに、P20の「⑨活動への参加促進」の取組の中で、いただいたご提案の趣旨も踏まえ、検討してまいります。</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
<p>の場を学校に広げてもよいのではないか。</p> <p>・P18の地域活動協議会補助金について、補助金が100%に満たない部分をどう捻出するかが活動の大きな壁である。町会費で補う場合、マンション住民が増えて町会加入者が住民のほんの一部であり負担感が大きい。地域活動協議会としての活動で得る収入により補う場合、収入を得ることが出来る団体にとって収入源のない団体の活動に収入を奪われる感覚が残り、団体間での協力関係が無くなる。また、自力で収入を得るには収入を得る活動に時間を多く取られる。収入の見込めない活動は上限を超えない範囲で補助金を100%とすべきだ。</p>	<p>大阪市では、地域活動協議会が行うさまざまな活動に対し、行政と地域との適切な役割分担のもと支援等を行っております。</p> <p>具体的には、各区において、それぞれの活動内容を精査し、本来行政の責任で担うべき活動の経費については委託や直接執行として行政が全額負担し、地域の自主的な活動であってもコミュニティづくりなど地域の活性化という大阪市の行政目的に寄与するものにつきましては、行政と地域との相互協力という趣旨も踏まえ、活動の支援という形で補助率の上限を2分の1として補助金を交付することとしています。</p> <p>なお、地域活動協議会活動費補助金の交付額の算定に当たっては、他の補助金とのバランスを考慮し、人件費的な要素を加味するため、補助対象となる物件費の2分の1相当額を別途補助対象経費に算入し、これに補助率の2分1を乗じることとしております。(例えば補助対象となる物件費が100万円であれば、その2分の1となる50万円を人件費的な要素として加算し、これに補助率の2分の1を乗じることになります。結果、活動費補助金の交付率の上限は75万円となり、補助対象となる物件費の額に対し、実質的に75%の支援となっております)</p> <p>運営費補助金は、会議の開催、会計処理、その他地域活動協議会の運営に必要な経費が対象(補助率は100%)となっております。</p> <p>また、地域活動協議会による活動の活性化や継続性の確保、安定した自主財源の確保策の検討などに向け、先進事例などに関する情報提供や、専門的なノウハウを有するまちづくりセンター等も活用しながら支援しているところです。</p> <p>これにより、地域活動協議会では、地域内の様々な活動主体が話し合うことで、新たな活動が生まれたり、また活動の継続性の確保に向け、区役所が関与してコミュニティ・ビジネス化やソーシャル・ビジネス化を行った活動を進める地域、クラウドファンディングの手法により自主財源を確保するといった地域も出てきたりしております。</p> <p>今後も、地域における活動の活性化に向け、P30に記載の「市民活動総合ポータルサイト」の活動促進による情報提供の充実や、P34に記載の「CB/SB化、社会的ビジネス化支援チームの結成」などにより、活動の活性化や継続性の確保、安定した自主財源の確保に向けた支援メニューを充実させるとともに、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を進めてまいります。</p>
<p>・P18の地域活動協議会補助金について、東住吉区ではホームページで積極的に情報発信している地域活動協議会もあれば、数件の活動報告だけのところもあるため、巨額の補助金(税金)の使途はどうか、領収書公開等により明確にしてもらいたい。</p>	<p>地域活動協議会の補助金については、各区における補助金交付要綱に基づき、各区役所が領収書等の関係資料をチェックしたうえで交付を行うとともに、収支報告書などの関係書類については各区のホームページで公開しております。</p> <p>また、地域活動協議会に対しては、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性の確保が求められることから、各区は、各地域活動協議会の収支予算書や決算書等について、地域住民がいつでも見ることが出来る</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
<p>・P18「自治会・町内会単位（第一層）の活動への支援」について、従来型の対応、支援活動の見直しが必要だ。自治会・町内会トップの区政会議参画、開かれた連合町議会会議の開催、隣り合う自治会・町内会での共同活動企画等を行政サイドから働きかけないと、自助での活性化は望めないのではないか。</p>	<p>ようにしておくよう助言・指導しています。</p> <p>P41の「戦略・取組の方向性」の「②区政会議と地域活動協議会との連携」に記載のとおり、おおむね小学校区（校区等地域）の単位ごとに、自治会・町内会をはじめ地域に関わるNPOや事業者など多様な団体で構成される「地域活動協議会」から、各区の地域の実情や特性に応じ、区政会議の委員の選定に向けて取り組むこととしています。</p> <p>また、「地域経営の透明性の確保」をさらに進めていくため、地域経営の核である地域活動協議会に対し、地域活動協議会に期待する「準行政的機能の趣旨についての理解度向上（P25参照）」及び「総意形成機能の趣旨についての理解度向上（P26参照）」を進めてまいります。</p> <p>さらに、「隣り合う自治会・町内会での共同活動企画等」につきましても、P29の「戦略・取組の方向性」の「③交流やコーディネート場の場づくりなど」及び「④地縁型団体への情報提供など」の取組の中で、自治会・町内会といった地縁型団体だけでなく、テーマ型団体も含めた様々な活動主体間の連携促進に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>※準行政的機能 校区等地域内で、他の市民活動団体が行っていない地域活動をカバー（補完）しながらまちづくりを進めていく機能</p> <p>※総意形成機能 校区等地域の将来像や、住民の様々な意見の調整、取りまとめを行う機能</p>
<p>・P19「負担感の解消」について、委嘱制度の再検討の際に公募制度を加えることはできないか。</p>	<p>現段階では、こうした委嘱制度の実態について、包括的に確認・検証ができていないといった課題があることから、P19の「戦略・取組の方向性」の「⑤委嘱制度の再検討」に記載のとおり、まずは委嘱制度の実態を把握したうえで、制度の見直しについても検討することとしており、今後、ご意見の内容も踏まえて検討してまいります。</p>
<p>・P19の「負担感の解消」について、「一人に多くの委嘱をすることが無いよう配慮する。」とあるが、委嘱自体を見直す必要はないか。「在ることが前提」なのが「やらされ感」「負担感」の一因であるので、「誰もいなければやらなくても良くなる法（条例）整備」もお願いしたい。また、招集が必要な会がいつも同じ委員であることは、新しい発想が出にくいと思う。「形骸化」の一因に重複委嘱があるのではないか。</p>	<p>委嘱については、ご意見のように、制度はあるが内容は実質形骸化している場合だけでなく、委嘱している活動内容が地域の実態にあっていない場合にも、「やらされ感」「負担感」につながっていくのではないかと考えています。</p> <p>そこで、P19の「戦略・取組の方向性」の「⑤委嘱制度の再検討」に記載のとおり、まずは委嘱の活動内容が形骸化していないか、あるいは、地域の実情に即したものとなっているのかといった現状把握を行い、検証したうえで、必要な見直しを図ってまいります。</p> <p>また、委嘱を受けられる方に対し、「何のための活動を委嘱しているのか」という点を改めてご理解いただけるよう取り組むとともに、一人の方に多くの委嘱が集中しないよう配慮するなど、「負担感」等が軽減できるよう取り組んでまいります。</p>
<p>・P19に「担い手不足の解消」とあるが、若い世代や新たな住民にはいかなる団体が存在しているか分からず、地域活動協議会の会議に参加しても会議の内容が理解で</p>	<p>地域活動協議会が自律的に活動内容や参画団体に関する情報の発信等を行い、より幅広い地域の皆様に理解していただくことができるよう、まちづくりセンター等の活用や、P32の「戦略・取組の方向性」の「②</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
<p>きないため、以前からの地域活動協議会のメンバーも新メンバーにいらだちを覚える。これが活動者を増やせない原因の一つであり、地域内にどんな団体があるかの周知をしないと始まらない。活動者がその活動資源を得るための活動で疲弊しないように上限を超えない範囲で100%補助すべきだ。</p>	<p>派遣型地域公共人材の活用方策の明確化、活用促進と活用事例の共有」の取組の中で、円滑な意見交換の場を創出するためのファシリテーション能力を有する派遣型地域公共人材の効果的な活用などの支援を行ってまいります。</p> <p>平成 28 年度にリニューアルした「市民活動総合ポータルサイト」でも、活動団体の紹介をしています。P20 の「戦略・取組の方向性」の「⑧市民活動総合ポータルサイトの充実」に記載のとおり、身近な地域課題に取り組む団体などの運営に関する情報をさらに充実させ、広く地域の皆様に公開・発信してまいります。</p> <p>また、地域活動協議会の補助金については、大阪市では、地域活動協議会が行うさまざまな活動に対し、行政と地域との適切な役割分担のもと支援等を行っております。</p> <p>具体的には、各区において、それぞれの活動内容を精査し、本来行政の責任で担うべき活動の経費については委託や直接執行として行政が全額負担し、地域の自主的な活動であってもコミュニティづくりなど地域の活性化という大阪市の行政目的に寄与するものにつきましては、行政と地域との相互協力という趣旨も踏まえ、活動の支援という形で補助率の上限を2分の1として補助金を交付することとしています。</p> <p>なお、地域活動協議会活動費補助金の交付額の算定に当たっては、他の補助金とのバランスを考慮し、人件費的な要素を加味するため、補助対象となる物件費の2分の1相当額を別途補助対象経費に算入し、これに補助率の2分1を乗じることとしております。(例えば補助対象となる物件費が100万円であれば、その2分の1となる50万円を人件費的な要素として加算し、これに補助率の2分の1を乗じることになります。結果、活動費補助金の交付額の上限は75万円となり、補助対象となる物件費の額に対し、実質的に75%の支援となっております)</p> <p>運営費補助金は、会議の開催、会計処理、その他地域活動協議会の運営に必要な経費が対象(補助率は100%)となっております。</p>
<p>・P19「自治会・町内会単位(第一層)の活動への支援」について、地域、まちづくりの具体的な活動内容や、目的に合致した予算執行、役員決め方などのモデル案を提示するなど、区役所として具体的な援助と支援を行ってはどうか。</p>	<p>現在においても、区役所職員が、まちづくりセンター等も活用しながら、地域活動協議会をはじめとした地域活動団体に対し、ご意見のような支援を行っている例もあることから、P19の「戦略・取組の方向性」の「①自治会・町内会単位(第一層)の活動への支援」の取組の中で、こうした例を各区で共有しながら、地域の実情を踏まえた取組を進めてまいります。</p>
<p>・P20の「補助金についての理解促進」について、「補助金は活動内容を指定していないという説明が必要」というような記載があるが、これはeラーニングの対象だと感じる。実際に地域活動協議会の運営が町内会からの分担金がないと回らない現状では、いずれ地域活動ができなくなる地域活動協議会も出てくるのではないか。例えば、第一層で行う廃品回収に対する補助金</p>	<p>「⑥補助金についての理解促進」については、補助金を出すことで具体的な活動内容まで行政が指定しているわけではなく、地域ニーズに合った事業をそれぞれの手法で取り組むことが可能であることをご理解いただくことで、「やらされ感」「負担感」の解消をはかろうとするものです。</p> <p>ご意見の内容も踏まえ、財源確保への支援に関しては、P30に記載の「市民活動総合ポータルサイト」の活動促進による情報提供の充実や、P34に記載の「C</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
<p>のために第一層内の住民が協力させられている現状が隠れている事実にも、行政は目を向けることができるのか。「やる気があっても物理的に無理」な者が担い手として期待されるのは負担になることは理解すべき。</p>	<p>B／S B化、社会的ビジネス化支援チームの結成」などにより、活動の活性化や継続性の確保、安定した自主財源の確保に向けた支援メニューを充実させるとともに、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を進めてまいります。</p> <p>また、担い手の拡充についてはP20の「戦略・取組の方向性」の「⑨活動への参加促進」の取組の中で、誰もが気軽に活動に参加・参画いただけるよう、例えば「午前中だけなら参加できる」「今日ならお手伝いができる」といったように参加・参画する方の状況に応じて柔軟に地域活動に関わってもらえるような仕組みや工夫に関する情報を提供することなど、活動に参加・参画いただく方に無理が生じないような方策について検討してまいります。</p>
<p>・P20の「市民活動総合ポータルサイト」について、サイトを開いてみたが、福祉メインの市民活動サイトのように地域活動協議会や自治会に関係なさそうに感じる。</p>	<p>ご指摘のとおり、「市民活動総合ポータルサイト」の登録団体は、現時点では福祉や環境などに取り組むNPO等の市民活動団体が多くなっていることから、地域活動協議会等の地域団体の登録を見込み、団体の種別に「地域活動協議会」を追加し検索をしやすいところとします。</p> <p>今後、「⑧市民活動総合ポータルサイトの充実」の取組の中で、地域活動協議会などの地域で活動される団体に対し登録を積極的に働きかけ、ご活用いただけるようにしてまいります。</p>
<p>・P20「第一層の活動への支援」について、主に高齢者が役員として活躍しているケースが多く、現役（子育て）世代は、納税、介護、PTA、子育てと本当に忙しく勘弁して欲しい世帯がほとんどだと思われることを考えながら進めてほしい。</p>	<p>ご指摘の内容も踏まえ、P20の「戦略・取組の方向性」の「⑨活動への参加促進」の取組の中で、誰もが気軽に活動に参加・参画いただけるよう、例えば「午前中だけなら参加できる」「今日ならお手伝いができる」といったように参加・参画する方の状況に応じて柔軟に地域活動に関わってもらえるような仕組みや工夫に関する情報を提供することなど、活動に参加・参画いただく方に無理が生じないような方策について検討してまいります。</p>
<p>・P20に「自治会・町内会単位（第一層）の活動への支援」とあるが、市は地域団体の構成員の名簿の管理を禁止しており、自治会の構成員数や当該地域における構成割合を把握できないまま、どのように支援するか不明であり、手法を明示すべきだ。</p>	<p>P19の「戦略・取組の方向性」の「①自治会・町内会単位（第一層）の活動への支援」に記載のとおり、まずは自治会・町内会単位の活動について、共通する課題やニーズ等の実態を把握することが重要であり、そのうえで、具体的な活動への支援策を策定したいと考えています。</p>
<p>・P20に「自治会・町内会単位（第一層）の活動への支援」とあるが、連合等（第二・三層）の活動支援を全面的に否定している現状で、第一層のみの支援をする具体的手法を示すべきだ。</p>	<p>これまで、校区等地域単位の地域経営の核である地域活動協議会（第二層）の支援に取り組んできており、今後ともその方針に変更はありませんが、地域活動協議会の活動を活性化するためにも、その基盤となる自治会・町内会単位（第一層）の活動への支援にもっと意識を向けるべきだと認識しています。</p> <p>なお、P18～20の「Ⅱア 地域に根差した活動の活性化（地縁型団体）」は、第一層のみならず、地域活動協議会を構成する団体をはじめとした校下レベル（第二層）や区レベル（第三層）において、地域に根差した活動をする団体全般について支援する内容となっています。</p> <p>自治会・町内会単位（第一層）支援に関する具体的な手法については、P19の「戦略・取組の方向性」の「①自治会・町内会単位（第一層）の活動への支援」</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
	<p>に記載のとおり、まずは自治会・町内会単位の活動について、共通する課題やニーズ等の実態を把握することが重要であり、そのうえで、具体的な活動への支援策を策定したいと考えています。</p>
<p>・P20「地域活動協議会のメンバー」とあるが、このメンバーは誰がどのように決めたのか。地域住民に何の説明もなく町会長にも相談がなかった。地域活動協議会と連合町会は全く違う二つの別団体となっている。</p>	<p>地域活動協議会の構成メンバーは地域の実情に応じて各地域活動協議会自身で決めていただいております、その構成はおおむね地域振興会（連合町会）、をはじめとした、様々な活動主体で構成されているものと認識しています。</p> <p>なお、地域活動協議会の構成メンバーを追加していくことももちろん可能ですので、追加が必要と考えられる場合は地域で話し合ってくださいようお願いいたします。</p>
<p>4 活動の活性化に向けた支援</p>	
<p>・「地域活動協議会」について、市からの助成金・補助金の「受け皿」としての地域活動協議会に地縁団体がそのまま参加し、拙速に立ち上げたために、かえって多様な主体の参加が困難になったのではないかと。企業、NPO、あるいはマンション新住民など多様な「市民」が参加できるよう、行政がきめ細かな支援を行うべきだ。</p>	<p>「企業、NPO、マンション新住民など多様な「市民」が参加できるよう、支援を行うべき」といったご意見はそのとおりと考えております。</p> <p>そこで、P24の「戦略・取組の方向性」の「①地域実情に応じたきめ細かな支援」及びP25の「地域活動協議会の期待する準行政的機能の趣旨についての理解度向上」の取組の中で、地域活動協議会に対し、地域活動協議会が果たすべき役割の趣旨についての理解度向上に向けた支援や、多様な活動主体の参画に向けたノウハウ提供といった様々な支援を、まちづくりセンター等も活用しながら、地域の実情に応じて進めてまいります。</p>
<p>・P24の地域活動協議会の認知度が低い件について、市役所の中の職員も同様ではないか。市が一体となって推進している感じではないような気がする。</p>	<p>地域を担当する職員全員を対象に、地域活動協議会に期待される準行政的機能や総意形成機能について、理解促進のためのeラーニングを実施することとしておりますが、ご意見のとおり、区役所のみならず局も含めた職員につきましても同様にeラーニングを実施し、地域活動協議会の認知度の向上を図ってまいります。</p> <p>なお、P25の「戦略・取組の方向性」の「③地域活動協議会に期待する準行政的機能の趣旨についての理解度向上」及び、P26の「戦略・取組の方向性」の「②地域活動協議会に期待する総意形成機能の趣旨についての理解度向上」の項目について、eラーニングの対象を拡充する内容に修正します。</p>
<p>・P24「活動の活性化に向けた支援」において、「現状と課題」欄に住民が町会の意義と活動を知らないこと、「戦略・取組の方向性」欄に1年に一度防災訓練の日に総会を行うことの追加を提案する。</p>	<p>町会など校区等地域における様々な活動主体が構成団体となり、地域経営を進めていく組織である地域活動協議会については、ご意見にあるとおり、認知度不足の解消が課題になっていることから、地域活動協議会の認知度向上に向けた支援を行ってまいります。</p> <p>また、「1年に一度防災訓練の日に総会を行うこと」といった取組の方向性についてですが、どの時期に総会を実施するかは、各地域活動協議会の自治の範囲ですので、プランに記載することはそぐわないと考えますが、「より多くの地域住民の方に、地域活動協議会の活動や運営について知っていただく」手段としては有効と考えられるため具体的な支援にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>具体的には、各区が、地域の実情に応じて、こうした工夫などについてのノウハウを提供するといった</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
	支援を行っていくので、その参考とさせていただきます。
<p>・P24「地域活動協議会の認知度向上に向けた支援」について、地域カルテの作成や研修による職員の理解浸透という取組みは一方的で、区民への働きかけが不十分ではないか。また、地域活動協議会の敷居を低くして区民との距離を近づける取組を検討すべきだ。</p>	<p>地域活動協議会の認知度向上については、その原因を当事者である地域活動協議会との対話も踏まえて分析したうえで課題を抽出するとともに地域の方々と意見交換などを行っていきながら、解決に向けた地域活動協議会による取組を支援してまいりたいと考えております。</p> <p>大阪市としても、P24の「戦略・取組の方向性」の「②地域活動協議会の認知度向上に向けた支援」に記載のとおり、地域活動協議会についてより区民の皆様を知っていただけるよう、学校との連携やICTなども活用しながら、地域活動協議会が行う地域活動などの情報について、あらゆる機会をとらえて積極的に発信してまいります。</p> <p>また、P20の「戦略・取組の方向性」の「⑨活動への参加促進」に記載のとおり、誰もが気軽に参加（短時間や短期間だけ参加）できるための仕組みや工夫に関する情報を提供するなど支援を通じて活動への参加促進を進めてまいります。</p>
<p>5 総意形成機能の充実</p>	
<p>・P26の「地域活動協議会には、「総意形成機能」が期待されている」について、具体的にどのような事に関して「総意」を求めるのか全く見当がつかない。認知度16%の会が総意になり得ないし、100%の認知度でも100%の総意はあり得ない中での「総意」は、独裁的な印象だ。また、準行政的機能という条件では、活動内容は指定（制限）される、と思ってしまうのは必然で、案自体の内容に矛盾があるように感じるし、「やらされ感」「負担感」の一因になると感じる。ちょっと求めすぎのような気がする。そもそも、地域活動協議会自身が総意形成機能、準行政的機能を求められていることを知らないのではないか。</p>	<p>総意形成機能とは、校区等地域の将来像や、地域によって異なる課題の掘り起しとその対応策など、住民の様々な意見の調整、取りまとめを行う機能のことを指しております。</p> <p>地域活動協議会は、「地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱」に基づき、「様々な活動主体が参画している、または参画する機会が保障されている」、「構成団体同士で意見を調整」といった手続きによって意思決定を行っていることなどをもって区長が認定することとなっており、現に複数の団体で構成や今後の参加団体の増が期待されることも含めると、より「総意」に近づくことのできる団体であると認識しています。</p> <p>また、「準行政的機能」とは、P24に記載しているように、「地域課題であると認識されながら他の市民活動団体が行っていない地域活動を補完しながらまちづくりを進めていく機能」を指しております。</p> <p>地域活動協議会に対しては、地域自らが実施したい（または実施すべき）活動を自由に考えたうえで、その中から「他の市民活動団体が実施しておらず、地域活動協議会として補うべき（補完すべき）」活動を補助対象事業として区長が認定しており、その他の地域活動協議会の活動を制限することはありません。</p> <p>一方、ご指摘のとおり、地域活動協議会の認知度の向上も大きな課題と認識しており、P24、P26の「戦略・取組の方向性」の「地域活動協議会の認知度向上に向けた支援」に記載のとおり、学校との連携やICTなども活用しつつ、あらゆる機会をとらえて発信し、地域の方々と意見交換などを行っていくことで、地域活動協議会に対する理解度や認知度向上に取り組んでまいります。</p> <p>また、P25の「戦略・取組の方向性」の「③地域活動協議会に期待する準行政的機能の趣旨についての</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
	<p>理解度向上」及びP26の「戦略・取組の方向性」の「②地域活動協議会に期待する総意形成機能の趣旨についての理解度向上」に記載のとおり、地域活動協議会に期待される準行政的機能や総意形成機能について、理解促進のためのeラーニングを実施し、まずは職員が理解したうえで、地域活動協議会の役員や構成団体の方をはじめ、地域住民の理解が深まるよう、積極的に情報発信していくこととしております。</p>
<p>・P26「「地域活動協議会が意思決定した結果を、地域の総意であると納得している」ことが重要であり」とあるが、地域活動協議会と町内会は別団体となっており、町内会に相談なく結論を出す地域活動協議会が地域の総意とは思ってほしくない。</p>	<p>地域活動協議会は、さまざまな活動主体が参画し、「自治」と「行政との協働」によって地域課題への対処など地域のまちづくりを進めることを目的とする地域自治組織です。</p> <p>地域活動協議会には自治会・町内会をはじめ地域に関わる多様な主体が参画しており、校区等地域における地域課題や住民ニーズが把握され、民主的かつ高い透明性が確保されたうえで、地域住民の皆様のさまざまな意見が調整され、取りまとめられたものは、地域住民の皆様におかれても「地域全体の思いである」と納得いただけるのではないかと考えております。</p> <p>大阪市としては、地域活動協議会が、こうした手続きの下で意思決定がなされ、総意形成機能を発揮することができるよう、P26の「戦略・取組の方向性」に記載のとおり、さまざまな支援を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>・地域活動協議会について、上部の役員はほとんど特定の団体などからのメンバーで構成されているため、役員をしたくない人が多い。役所は公平に活動できる仕組みを作ってほしい。</p>	<p>各地域活動協議会におかれましては、役員等の組織体制や活動計画等の組織運営事項については、総会等で決定することとされるなど、民主的で開かれた組織運営を行う必要があります。P26の「戦略・取組の方向性」の「③総意形成機能を発揮するために備えておくべき要件の確認など」に記載のとおり、こうした運営がなされているか、大阪市としても定期的に確認していく必要があると考えております。</p> <p>また、活動が一部の方に集中しないようにすることも必要であり、P20の「戦略・取組の方向性」の「⑨活動への参加促進」に記載のとおり、誰もが気軽に参加（短時間や短期間だけ参加）できるための仕組みや工夫に関する情報を提供するなどの支援を通じて活動への参加促進を進めてまいります。</p>
<p>6 多様な主体のネットワーク拡充への支援</p>	
<p>・P28に「地縁型団体においては、自らの団体内で完結する活動が多かったこともあり、他の活動主体との連携協働の事例は少なく」とあるが、地縁団体だけで完結できるということは、取り急ぎ必要としていないか、その次元に達していないことが考えられる。経験値と実績を積んでくれば、おのずとネットワークは拡大していくのではないかと。とりあえず必要とする団体のみで推進し、全体としては優先順位を下げて良いのではないかと。</p>	<p>ご指摘のとおり、地縁型団体が他団体と連携協働するステージに至っていない場合や連携協働の必要性をあまり感じていない場合があることは認識しております。</p> <p>しかしながら、地域課題の解決に個々の団体で取り組むよりも、各団体が把握する課題などを持ち寄ったうえで複数の活動主体が連携協働で取り組むことでより高い効果を発揮できたり、負担感の解消につながる事例も多いところです。</p> <p>そこで、各団体において、事例の共有により連携協働のイメージをつかんでいただき、身近なところから進めていただけるよう、P29の「戦略・取組の方向性」の「③交流やコーディネート場の場づくり」に記載のとおり、多様な活動主体間の連携協働に向けた交流やコーディネートの場を提供するなどにより、働きかけを</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
<p>・P28「多様な活動主体間の連携協働の促進」とあるが、地縁型団体の地域活動協議会が、自らの思いや興味に取り組むNPOなどのテーマ型団体やCSR等の「理念」はあるが営利が主である企業の活動をどこまで受け入れられるかがポイントではないか。</p>	<p>行ってまいりたいと考えております。</p> <p>ご指摘のとおり、連携協働を行うには、双方の立場を理解し合い、課題を共有することが大切と認識しております。</p> <p>また、連携の形は、地域活動協議会の構成メンバーとして参画する場合のほか、企業が持つ物品やノウハウなどの資源を提供いただく場合などさまざまであると考えています。</p> <p>そこで、P28～29の「戦略・取組の方向性」の各取組の中で、各区や市民局において提供する多様な活動主体間の連携にむけた交流やコーディネート場の場づくりを進めるなどにより、双方の情報を把握し交流を深めていただくよう働きかけることで、必要に応じた連携協働の促進につなげてまいりたいと考えております。</p>
<p>・P29「地縁型団体への情報提供など」とあるが、情報提供程度ではネットワークの拡充は果たせないの、行政が多様な主体の接着剂的な役割を果たすなど、もっと踏み込んで交流やコーディネートの「場」を積極的に作るべきだ。</p>	<p>ご指摘のとおり、地縁型団体への情報提供のみならず、多様な活動主体間の連携促進にむけた交流やコーディネートの場が必要であると考えています。</p> <p>そのため、P29の「戦略・取組の方向性」の「③交流やコーディネート場の場づくりなど」に記載のように、各区において多様な活動主体間の連携にむけた交流やコーディネートの場の提供を毎年度実施することとしているところです。また、市民局においても同様に「交流の場づくり」を実施するとともに、民間で開催される交流の場の情報を収集・発信する等、積極的に交流やコーディネートの場づくりに取り組まします。</p>
<p>7 市民活動に役立つ情報の収集・提供</p>	
<p>・P30に「まちづくりセンター等の認知度を高めるとともに」とあるが、地域活動協議会の立ち上げ支援を行ってきたまちづくりセンターの役割はすでに終わっていて解散・廃止すべきであり、「まちづくりセンター」の記載は不要ではないか。</p>	<p>まちづくりセンター等は、地域活動協議会による自立した地域経営をめざして、自身の専門性を発揮しながら支援することを目的としており、その本来の役割は、地域活動の担い手の発掘や育成、活動に役立つ情報提供や資金確保に向けた支援など自立に向けた支援全般です。</p> <p>これまでは地域活動協議会の立上げ期にあったため、まちづくりセンターの役割も地域活動協議会の立上げ支援を主たるものとして進めてきた経過がありますが、P32の「戦略・取組の方向性」の「①まちづくりセンター等による支援についての評価基準の設定と支援内容の見直し」に記載のとおり、今後は、地域活動協議会の自立運営に向けた支援という、まちづくりセンターの本来の目的に向けた支援へと転換していくための支援内容の見直しに取り組んでいくこととしています。</p>
<p>・P30の「市民活動総合ポータルサイト」について、サイトを開いてみたが、福祉メインの市民活動サイトのように地域活動協議会や自治会に関係なさそうに感じる。</p>	<p>ご指摘のとおり、「市民活動総合ポータルサイト」の登録団体は、現時点では福祉や環境などに取り組むNPO等の市民活動団体が多くなっていることから、地域活動協議会等の地域団体の登録を見込み、団体の種別に「地域活動協議会」を追加し検索をしやすくしたところです。</p> <p>今後、「⑧市民活動総合ポータルサイトの充実」の取組の中で、地域活動協議会などの地域で活動される団体に対し登録を積極的に働きかけ、ご活用いただけるようにしてまいります。</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
<p>8 地域の実態に応じたきめ細かな支援</p> <p>・まちづくりセンターの当初の目的は終わっており、事務運営の支援しか出来ていないので、まちづくりセンターを解散・廃止し、コミュニティ協会や社会福祉協議会にその役割を担ってもらい、タイトルにある「地域の実態に応じたきめ細かな支援」を行うべきだ。</p>	<p>まちづくりセンター等は、地域活動協議会による自立した地域経営をめざして、自身の専門性を発揮しながら支援することを目的としており、その本来の役割は、地域活動の担い手の発掘や育成、活動に役立つ情報提供や資金確保に向けた支援など自立に向けた支援全般です。</p> <p>これまでは地域活動協議会の立上げ期にあったため、まちづくりセンターの役割も地域活動協議会の立上げ支援を主たるものとして進めてきた経過がありますが、P32の「戦略・取組の方向性」の「①まちづくりセンター等による支援についての評価基準の設定と支援内容の見直し」に記載のとおり、今後は、地域活動協議会の自立運営に向けた支援という、まちづくりセンターの本来の目的に向けた支援へと転換していくための支援内容の見直しに取り組んでいくこととしています。</p> <p>また、まちづくりセンターを運営する事業者の選定にあたっては、公募を基本としており、コミュニティ協会や社会福祉協議会などを含む事業者からの応募を受けて選定することとしています。</p>
<p>・P32の「まちづくりセンター等」、「派遣型地域公共人材」について、「在る事が前提」という概念を捨ててみてはどうか。無いと困るのか？を追求してみることも必要ではないか。無くても困らないのに在るのは、「やらされ感」「負担感」の一因になる。</p>	<p>まちづくりセンター等は、主に地域活動協議会を対象とし、その専門的なノウハウを活用しつつ、地域にしっかり寄り添いながら支援を行う役割を担っており、これまでの地域活動協議会の立上げ期では、組織の立上げ及び事務運営について、地域の状況に応じてしっかりと支援を行うことができたと考えておりますが、今後は地域実情に応じたきめ細やかな支援が必要となっています。</p> <p>また、派遣型地域公共人材は、地縁型団体、テーマ型団体を問わず様々な活動主体を対象とし、地域における課題の抽出、それぞれの強みを活かせる活動主体間の連携・ネットワークづくり、地域や社会の資源の橋渡しなどのための調整を行うといった役割を担う人材であり、まちづくりセンター等とは違い、第三者的な立場から、市民活動の活性化に向けたコーディネートを実施しております。</p> <p>ご意見にあるとおり、単に「在ることが前提」といった概念は捨てるべきと考えており、「必要とする地域に対する当該地域の実態に応じたきめ細やかな支援」に向け、P32の「戦略・取組の方向性」の各取組の中で、まちづくりセンター等、派遣型地域公共人材がそれぞれ持つ特性を十分に活かすことができるよう、それぞれの活用方策をわかりやすく取りまとめたうえで、地域の実情に応じ、各区長のマネジメントの下で、より効果的な活用方法について検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>・P32「派遣型地域公共人材による支援」について、「大阪市として養成し、登録を行ったうえで」とある。地域活動協議会及び地域の社会福祉協議会等の人材育成も重要な課題であり、市の趣旨と合致するならば、計画的に人材を養成することを提案する。</p>	<p>派遣型地域公共人材とは、地域団体をはじめNPOや企業、大学など、地域で公益的な活動を行っているグループ・団体からの要請を受けて派遣され、これらのグループ・団体の話し合いの場などで、中立的な立場から合意形成に向けた支援などを行うことができる人材のことです。</p> <p>この派遣型地域公共人材については、所属団体、個</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
	<p>人に限らず計画的に広く公募し、応募された方々について外部の有識者から意見を聴取したうえで選考した方を対象に専門的な研修を受講していただき、大阪市地域公共人材バンクにご登録いただくことでご活躍していただいております。</p> <p>派遣型地域公共人材は地域活動協議会などの要請により地域に出向き、研修の講師や効果的な会議を行うための実践的な指導、活動への助言を行っており、地域の人材育成に寄与するしくみとなっていると考えます。</p> <p>一方、ご指摘のように、地域における人材育成も重要と考えており、P19の「戦略・取組の方向性」の「②地域リーダーの活躍促進」に記載のとおり、既存のリーダー養成の仕組みで形骸化しているものを見直したうえで、本人の意向に基づき活躍の場につながり取組を進めてまいります。</p>
9 市民活動の持続的な実施に向けたCB/SB化、社会的ビジネス化の支援	
<p>・P34に「区役所職員がまちづくりセンター等の職員と連携し」とあるが、まちづくりセンターの役割はすでに終わっていて解散・廃止すべきであり、「まちづくりセンター」の記載は不要ではないか。</p>	<p>まちづくりセンター等は、地域活動協議会による自立した地域経営をめざして、自身の専門性を発揮しながら支援することを目的としており、その本来の役割は、地域活動の担い手の発掘や育成、活動に役立つ情報提供や資金確保に向けた支援など自立に向けた支援全般です。</p> <p>これまでは地域活動協議会の立上げ期にあったため、まちづくりセンターの役割も地域活動協議会の立上げ支援を主たるものとして進めてきた経過がありますが、P32の「戦略・取組の方向性」の「①まちづくりセンター等による支援についての評価基準の設定と支援内容の見直し」に記載のとおり、今後は、地域活動協議会の自立運営に向けた支援という、まちづくりセンターの本来の目的に向けた支援へと転換していくための支援内容の見直しに取り組んでいくこととしています。</p>
<p>・P34の目標について、事業創出は地域活動協議会と区役所などが連携して課題発見・議論する中での結果であり、そのプロセス重視が地域活性化には必要であるので、事業創出件数は目標ではない。</p>	<p>平成29年1月に区長会議のもとで取りまとめた区政の検証においては、安定した自主財源の確保が地域活動協議会の活動を発展・充実させるために必要であるとして、区の職員が積極的に地域の方にも働きかけることを今後の方向性としており、そうしたプロセスを重視することは大切と考えております。</p> <p>そのような取組に加えまして、実際に自主財源を確保していただくことが活動の持続的な実施につながることを実感できると考えられることから、目標として事業創出件数を設定しているところです。</p>
<p>・P34の「区役所職員がまちづくりセンター等の職員と連携して、持続的な活動のための財源確保の手法としてのCB/SB化、社会的ビジネス化を的確に支援する」について、補助金と町内会費の分担金が集まってやりくりしている地域活動協議会もあり、中間支援組織が、運営ノウハウの支援まで網羅できているとは思えない。広報紙配布事業を地域活動協議会に正式に委託することで、運営のきっかけとできないか。</p>	<p>P9の③に記載のとおり、地域活動協議会によっては、自立して活動を活発に進めている地域もあれば、運営面で課題を抱えている地域もあるなど、活動状況も様々であることについては認識しております。</p> <p>一方で、平成29年1月に区長会議のもとで取りまとめた区政の検証においては、安定した自主財源の確保が地域活動協議会の活動を発展・充実させるために必要であるとしております。</p> <p>現在も、広報紙配布事業を受託されている地域活動協議会や、コミュニティ回収を実施し、自主財源を確保する団体もあることから、「CB/SB化、社会的</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
	<p>ビジネス化支援チームの結成」の取組の中で、そうした事例を共有するなどして、各地域の実情に応じた自主財源の確保策について考えるきっかけづくりに向けて積極的に働きかけていきたいと考えております。</p> <p>※「コミュニティ回収」</p> <p>現在、大阪市が実施している古紙・衣類分別収集を、地域活動協議会等の地域コミュニティがその主体となっていくもの。基本的な形としては、現在、大阪市が収集を行っているのと同じ曜日・排出方法で、地域活動協議会等の地域コミュニティが契約した回収業者が回収を行う。</p>
<p>・「CB/SB化」について、本来行政が負担すべき助成金・補助金の削減のために市民活動に自主財源確保を求めるのであれば、行政責任の放棄につながりかねない。また、市民活動へのビジネス手法の導入によって社会的な活動目的が歪められることがあってはならない。</p>	<p>CB/SB、社会的ビジネス化はそもそも地域課題を解決するための手法の一つとして発展してきたもので、全国的に見てもNPOや地域団体が取り組んでいる事例が多数みられます。また、ビジネスの手法(CB/SB)の導入により自主財源を確保することは、市民活動の持続的な運営につながり、ひいては、地域の雇用創出や地域経済の活性化、多様化する課題に対し、効果的・効率的にサービスが提供される活力ある地域社会づくりにつながることを考えています。</p> <p>そうしたことから、P34の「戦略・取組の方向性」に記載のとおり、大阪市職員で支援チームを作り、CB/SB化、社会的ビジネス化になじみやすい活動の選択や起業に関する様々なノウハウを整理し、区役所やまちづくりセンター等で共有し、市民活動を支援してまいります。</p>
<p>・地域活動協議会に自主財源の作り方を指導すべきだ。</p>	<p>地域活動協議会による自主財源確保の方法のひとつとして、市民活動へのビジネスの手法(CB/SB)の導入が有効な手段であると考えています。</p> <p>それは、CB/SBの導入により、地域の雇用創出や地域経済の活性化を図り、多様化する課題に対し、担い手の最適化により効果的・効率的に公共サービスが提供される活力ある地域社会の実現を目指して、CB/SBが地域で次々と生まれ成長できるよう支援することにより、市民活動の持続的な実施につながることを考えているからです。</p> <p>そうしたことから、P34の「戦略・取組の方向性」に記載のとおり、大阪市職員で支援チームを作り、CB/SB化、社会的ビジネス化になじみやすい活動の選択や起業に関する様々なノウハウを整理し、区役所やまちづくりセンター等で共有し、市民活動を支援してまいります。</p> <p>また、これ以外にも企業などが一定の地域活動に財源や資源を提供するといった例もあり、P30の「戦略・取組の方向性」の各取組の中で、自主財源の確保策も含めたさまざまな支援メニューの充実を図るとともに、「市民活動総合ポータルサイト」の活用促進による情報提供の充実を図ってまいります。</p>
<p>10 区CM制度の趣旨に即した運用の徹底</p>	
<p>・P35に「施策・事業に区CMの意向をより～着実に進めることが必要である」とあるが、区CMの意向という名のもと施策がどんどん押し進められ、個人の意見が聞きいられない区行政は反対。また、選挙で選</p>	<p>住民に身近なところで地域の実情に即して決定する「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)の観点からは、基礎自治に関する施策や事業については、住民に身近な区長が決定・展開できるように、権限や予算をできる限り区長に移譲していくことが重要</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
<p>ばれていない区CMに強い権限を与えるのは住民自治とは言えず問題だ。</p>	<p>であると考えております。</p> <p>従来は、局が全市一律の観点から施策・事業の実施を決定していましたが、区CM（区長）に区内の基礎自治に関する施策・事業の実施の決定権を付与して、各区各地域の実情にあった区政運営を行っています。</p> <p>また、区CM（区長）は、市の方針のもとで、区政会議や区民モニターをはじめ様々な方法で区民等の多様な意見を把握しながら、地域の様々なニーズ・意見を踏まえた区内の施策・事業を実施しています。</p>
<p>・区CM制度の法律との整合性・組織内の整合性をしっかり明記すべき。</p>	<p>地方自治法上、「区長」は「区役所の長」であり、局の事務を所掌できないことになっていることから、現行の政令指定都市制度のもとで、区の区域内における各局の基礎自治に関する業務を横断的に統括し、局長以下を指揮監督する職として、24の「区シティ・マネージャー」職を設置し、24区長をもって充てる（兼務する）旨を本市の事務分掌規則に定めています。</p> <p>上記の趣旨については、第1章基本方針の1（2）における区CM制度に関する記載の注釈として明記します。</p>
<p>11 「ニア・イズ・ベター」に基づく分権型教育行政の効果的な推進</p>	
<p>・P36に「区長を教育委員会事務局における区担当教育次長として～区の役割が増した」とあるが、区役所内の教育の担当者が少数で、区長の対応も不十分であるため、現状とかけ離れている。また、教育に関する教育を受けていない区長が行うのも問題だ。</p>	<p>教育行政の推進に当たっても、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）に基づき、地域に身近な区が教育委員会とともに、保護者・区民等の声をくみ取りながら、施策を実施しています。また、区長を区担当教育次長とし、大阪市として一元的に実施していくことが必要な事務を除き、区内における教育長の一定の権限と責任を分担するとともに、教育委員会事務局職員を兼ねる職員を区役所に配置し、教育委員会事務局では区担当教育次長の機能が発揮できるよう、窓口として各方面との連絡調整を行うための教育政策室を設置することにより、区長をサポートしています。</p>
<p>・P36「分権型教育行政について、区及び教育委員会事務局の職員、校長の理解が十分であるとは言えない」について、大阪市教育総合会議で『「大阪市教育振興基本計画」をいかに末端まで周知徹底させるか』が課題になっており、同基本計画や関連法令等の趣旨にも合致させながら推進してほしい。また、文中にある「支障が生じている具体的な事例」をもう少しあげてほしい。</p>	<p>平成29年3月改訂の「大阪市教育振興基本計画」では、計画の進め方の一つとして、「分権型教育行政による計画の推進」を示していますが、同計画の周知については、冊子やリーフレットを作成し全校園に配付するとともに、本市のホームページにも掲載し、校長会や各種研修会等の機会を通じて図っています（リーフレット配付は今後の予定）。事例については、区長、区担当教育次長が担任する事務において、補助組織の範囲など執行体制が分かりにくく、権限が十分に行使できていないことなどが挙げられます。</p>
<p>・P36にある「分権型教育行政」は本当に必要なのか。教育は国民に均等に施されるべきで、区長交代のたびに内容が変わり、教育が地域や短期間の時代の変化などで変わることが問題。基本部分は共通で行い、プラスアルファのみ区で対応すべきだ。また、教育行政に詳しい職員を市にまとめて置くより各区に置くことは、多くの職員を必要とし現実的ではない。現場の先生にとっても、対応するのは市か区かを判断するのは負担となるし混乱する。市で一元的に管理し、区として特別な対応が必要な場合</p>	<p>法律に基づく総合教育会議において、市長と教育委員会は、重要な教育施策について協議、調整を行うことにより、教育施策の方向性を共有し、一致してその執行に当たっています。</p> <p>一方、保護者・区民等の教育に関する意見やニーズの把握、区内の学校長等との連絡調整、意見交換等の仕組みや、学校に対するモニタリングにより区が把握した課題やニーズ、意見等については、区担当教育次長が教育施策及び事業のみならず、区長、区シティ・マネージャーとしての所管に属する教育関連分野の施策及び事業も併せて施策等に反映させ、学校や教育コミュニティへのサポートを行っています。</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
のみ区に対応を求めることが先生、職員、児童・学生にとっても良いことだ。	
<ul style="list-style-type: none"> • P36「学校や地域における教育を活性化させる」について、保護者や地域住民の参画は不可欠であるが、教育現場は多忙を極め、地域住民を巻き込んだ学校運営まで手が回らないと考えるので、その部分を区役所が補完するのは有益である。 	<p>本市では、全ての市立学校園に学校協議会を設置するなど、社会総がかりで子どもをはぐくむための仕組みづくりに取り組んでいます。学校協議会の運営については、各区役所が運営状況の把握など、学校協議会の運営の補佐の役割を果たしています。また、区が把握した課題やニーズ、意見等については、区担当教育次長が教育施策及び事業のみならず、区長、区シテイ・マネージャーとしての所管に属する教育関連分野の施策及び事業も併せて施策等に反映させ、学校や教育コミュニティへのサポートを行っています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • P36「分権型教育行政について、区及び教育委員会事務局の職員、校長の理解が十分であるとは言えない」について、「分権型教育行政」を推進するには、関わるができる者すべてが理解を進めるべきだ。 	<p>本市では、全ての市立学校園に学校協議会を設置するなど、社会総がかりで子どもをはぐくむための仕組みづくりに取り組んでいます。学校協議会の運営については、各区役所が運営状況の把握など、学校協議会の運営の補佐の役割を果たしていますが、分権型教育行政システムにより、保護者・区民等の参画のための会議との有機的な連携を図るなど、関係者の理解の促進に向け、さらなる工夫をします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • P36「区長を教育委員会事務局における区担当教育次長として位置付け」について、区政に責任を持つ区長が教育行政に責任ある立場で関わる意義は否定しないが、強い教育理念を持つ区長の場合、その理念を教育現場に押しつけて「教育の中立性」が侵される可能性があり、それは決して許されない。 	<p>教育行政の推進に当たっても、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）に基づき、地域に身近な区が教育委員会とともに、保護者・区民等の声をくみ取りながら、施策を実施しています。また、区長を区担当教育次長とし、大阪市として一元的に実施していくことが必要な事務を除き、区内における教育長の一定の権限と責任を分担しています。同時に、校園長が十分に裁量を発揮し、「運営に関する計画」に掲げた目標の達成に向け、学校園が主体性をもって地域の実情等に応じた取組を推進することを目的として、校長経営戦略支援予算事業を実施するなど、校園長によるマネジメント強化を図っています。</p>
12 共通して取り組むことでより効果の上がる取組の全市展開	
<ul style="list-style-type: none"> • P39に「各区が共通して取り組むことでより効果の上がる取組が必ずしも全市に広がっていかない事例が見られる」とあるが、バリアフリー新法及び障害者差別解消法が施行され、全区に関連しているのに、本素案には関連した内容が記載されていない。特に障害者関連の施策等、外国人来日者が増加している現状を考慮して、早急に改善策を実行すべきである。 	<p>本項目では、窓口での多言語・バリアフリー対応や、歩道橋・区民ホールなどのネーミングライツなど、各区が共通して取り組むことでより効果の上がる取組の一例を示しています。</p> <p>それ以外にも各施策において共通して取り組むことで効果の上がるものがあると認識しており、これらについての共通の考え方を整理し、該当する事業を選定する際のルールを決めることで、全市的な施策展開を促進し、大阪市全体の市民サービスの向上をめざしてまいります。</p> <p>なお、「障害者差別解消法」への対応などは市長の指示の下、区役所のみならず局も含めた大阪市全体ですすで取り組んでおり、手話が必要な事業や多言語への窓口への対応について区長会議において、ICT活用サービスの先行取組状況を紹介し、各区での導入検討を進めてもらうための情報共有を行いました。</p> <p>また、昨年制定された「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」の趣旨を踏まえ、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに向けた取組を推進するため、各区における取組状況の共有に取り組んでいます。</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
1 3 区における住民主体の自治の実現	
<ul style="list-style-type: none"> ・ P41 「政策の立案段階からの区民の参画、区民による区政の評価の仕組みとして、区政会議を運営」とあるが、選挙で選ばれた訳ではない区長の人選による区政会議で、政策の立案から評価までを求めるのは、果たして本当に民主主義と言えるのか。何か根拠法等に抵触しているのではないか。 	<p>区政会議の運営上のルールにつきましては、市民の代表である市会においてご議論をいただき条例化（区政会議の運営の基本となる条例）することで、一定の民主的正当性を有しているものと考えています。あわせて、条例上「委員の選定に当たっては、公募を活用するなどその構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとしなければならない」という義務を区長に課す規定も設けているところです。</p> <p>さらに、区政会議の意見や評価を得て区役所が作成した予算案や区運営方針案等は最終的には市会の議論・承認を経て確定します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ P41 「各地域活動協議会からの区政会議の委員の選定に向けて取り組む」とあるが、公募の視点が見えない。また、多様なニーズに応じて各区、各校区が自律した地域活動に取り組むために、地域の担い手づくりのためにも、意欲ある公募委員の割合を1割から3割に増やすなど、区政会議の権限を強化してはどうか。 	<p>区政会議においては、これまで熱心に地域活動を行いながら地域を支えておられる区民の方々の意見も重要ですし、一方で、これまで区政運営への関与が薄かった区民の方々の意見も必要であることから、公募委員の割合については、市規則で、委員の定数の1割以上と規定しているところです。</p> <p>市規則は、下限を設定したものであるため、市規則を踏まえ、区の実情に応じて、公募委員の割合を例えば3割にするなど柔軟に設定することが可能です。</p> <p>各区においては、こうした考え方にに基づき、各区長の責任のもとで、区民等の多様な意見が適切に反映されるよう、各区において区政会議における委員定数の設定や委員の選定を行うとともに、委員構成についての説明責任を果たしてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ この度、区政会議の公募委員の任期が満了となるが、議事録や、委員への回答など、きめ細やかで、より該当区へ愛着が増した。子どもの貧困対策など、住民ニーズに応じた共通の地域課題に向けての取組を期待する。 	<p>いただいたご意見のようなことをより多くの区民の皆様を感じていただけるよう、今後も引き続き、各区長の責任のもと区政会議の運営上の工夫に努めていくとともに、地域課題の解決に向け、取り組んでまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ P41 に「会議の運営にあたっては、部会の設定や少人数での意見交換の時間を設ける」とあるが、区政会議の時間（15時～17時）が短く、委員による意見交換ができていないため、開始時間を繰り上げて、意見交換の時間を設定してほしい。 	<p>区政会議は、区民等の多様な意見を的確に把握し、区政に反映するための重要な手法の一つですので、ご意見をいただきましたとおり、十分な意見交換を行うことは重要であると考えております。</p> <p>各区においては、十分な意見交換を行うため、区の実情に応じて、会議開催時間の設定をはじめ、部会の開催や、説明資料の工夫などによる区役所からの説明の効率化などに取り組んでいるところです。</p> <p>P41の「戦略・取組の方向性」の「①区政会議の運営についての効果的なPDCAの実施」の取組の中で、引き続き、各区長の責任のもとで、区政会議の趣旨に即した、より効果的・効率的な会議運営に取り組んでまいるとともに、会議運営についての説明責任を果たしてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ P41 に「意見がどう取り扱われたのか委員に十分にフィードバックできておらず」とあるように、区政会議における委員達の意見がどのように区役所の計画に反映されているのか不明なため、今後の改善を期待する。 	<p>区政会議の委員の方々が、区政運営に参画しているという実感がより得られるよう、ご意見いただいたとおり、P41の「戦略・取組の方向性」の「①区政会議の運営についての効果的なPDCAの実施」の取組の中で、委員の方々からいただいた意見がどのように区政に反映されているかについて区政会議の場で明らかにしてまいるとともに、区政運営に反映できた意見だけでなく、反映できなかったものについても、その理</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
<p>・P41に「十分に区役所や委員との間で意見交換が行われていると感じている区政会議の委員の割合 29年度 60%」とあるが、過半数程度が目標でどうして「きめ細やかな支援」ができるのか。部会→全体会（まとめ）の形式でできるくらいに委員定数を増やして、7～8割の委員が意見交換を実感できるようにすべきだ。</p>	<p>由をしっかりとフィードバックして、区長が説明責任を果たしてまいります。</p> <p>「過半数程度が目標でどうして「きめ細やかな支援」ができるのか」とのご意見について： 区政会議は、区民等の多様な意見を的確に把握し、区政に反映するための重要な手法の一つであり、最終的には、すべての委員が、十分に区役所や委員との間で意見交換が行われると感じるような会議運営をめざすべきであると考えております。 今回のプランにおいては、現状では区政会議の委員の意識について客観的な数値を把握していないことから、いったん過去の区民アンケート結果も参考としつつ29年度の目標を設定しております。 30年度以降の目標については、29年度の結果も踏まえて、めざすべき会議運営に向け、段階的に目標数値を設定してまいりたいと考えております。 ご意見を踏まえ、P41の「戦略・取組の方向性」の「①区政会議の運営についての効果的なPDCAの実施」の取組の中で、各区長の責任のもと、区政会議の趣旨に即して、委員が、十分に区役所や委員との間で意見交換が行われると感じられるような会議運営に取り組んでまいるとともに、会議運営についての説明責任を果たしてまいります。</p> <p>「部会→全体会（まとめ）の形式でできるくらいに委員定数を増やして、7～8割の委員が意見交換を実感できるようにすべきだ」とのご意見について： 区政会議の委員については、あまりに少ない委員数では、多様性を確保できない可能性もある一方で、委員の数があまりに多すぎると、限られた会議の時間の中では、委員による意見の表明・交換について不十分なものとなることも危惧されます。 そのようなことから、委員定数については、市規則で上限・下限を設定して、各区においては、区の実情を踏まえ、柔軟に委員の定数を定めて区政会議の運営について工夫をしているところです。 各区においては、こうした考え方にに基づき、各区長の責任のもとで、区民等の多様な意見が適切に反映されるよう、各区において区政会議における委員定数の設定や委員の選定を行うとともに、委員構成についての説明責任を果たしてまいります。</p>
<p>・P41「区政運営について、区役所の自己評価に対する意見に加え、委員の評価を直接受ける。」との記載があるが、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」第3条で定める基本原則との整合性から、「区政運営について、区役所の自己評価に対する委員の意見を聴く。」といった表現が適切ではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」第3条では、「(前略)区政会議において、立案段階から意見を把握し、適宜これに反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを基本とする」としています。 これを受け、同条例第5条第1項第3号においては、「区政運営の総合的な評価」について委員の意見を求めることとしています。 こうしたことから、ご意見にあるとおり、現在は、区政運営についての「区役所の自己評価」に対して委員の方々からご意見をいただいております。 今回のプランでは、それに加えて、より区政会議に参画しているという実感を持っていただけるよう、</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
	<p>「区役所の自己評価」に対する意見という間接的な評価だけではなく、委員から直接区政運営について評価をいただくことにも取り組みたいと考えております。</p>
<p>・P41の区政会議について、公募委員の数が少なく、多様な意見を聞くならば委員の半数以上にすべきだ。</p>	<p>区政会議においては、これまで熱心に地域活動を行いながら地域を支えておられる区民の方々の意見も重要ですし、一方で、これまで区政運営への関与が薄かった区民の方々の意見も必要であることから、公募委員の割合については、市規則で、委員の定数の1割以上と規定しているところです。</p> <p>市規則は、下限を設定したものであるため、市規則を踏まえ、各区の実情に応じて、公募委員の割合を例えば5割にするなど柔軟に設定することが可能です。</p> <p>各区においては、こうした考え方にに基づき、各区長の責任のもとで、区民等の多様な意見が適切に反映されるよう、各区において区政会議における委員定数の設定や委員の選定を行うとともに、委員構成についての説明責任を果たしてまいります。</p>
<p>・P41の区政会議の部会について、その場その場の話になっており、部会で出された意見は部会で議論を発展させるべきだ。</p>	<p>ご意見をいただいたとおり、区政会議の部会で出された意見については、区役所や委員間で、十分な議論を行い、内容を深めた上で、区政会議の全体会において、その内容を踏まえて改めて議論を行うことが望ましいと考えております。</p> <p>ご意見を踏まえ、P41の「戦略・取組の方向性」の「①区政会議の運営についての効果的なPDCAの実施」の取組の中で、各区において、引き続き、各区長の責任のもと、区政会議の趣旨・目的が達成されるような、区政会議やその部会の運営に取り組んでまいるとともに、会議運営についての説明責任を果たしてまいります。</p>
<p>・P41「政策の立案段階からの区民の参画、区民による区政の評価の仕組みとして、区政会議を運営」とあるが、区政会議での意見が区民に伝わっておらず、区民の意見も反映されておらず問題だ。立案段階から区民の意見を一緒に考えていくことを重点とした区政会議にしてほしい。</p>	<p>「区政会議での意見が区民に伝わっておらず」とのご意見について：</p> <p>区政会議は、区民等の多様な意見を的確に把握し、区政に反映するための重要な手法の一つです。ご意見をいただいたとおり、区民等の方々に区政への関心や参画への意欲を高めていただくため、会議内容等について、広く区民等に明らかにすることは重要であると考えております。</p> <p>区政会議は市条例で原則公開とされているほか、これまでも、区政会議に関する情報の区広報紙への掲載や、インターネットによる会議の様子の動画配信、区内広報板での情報発信などに取り組んできております。</p> <p>P45の「戦略・取組の方向性」の「③区政情報の発信」において、区政に関する情報が区民全体に届けられるようきめ細やかな情報発信を行うこととしており、引き続き、区民の皆様が区政への関心や区政運営へ参加・参画の意欲を持っていただけるような情報発信に取り組んでまいります。</p> <p>「区民の意見も反映されておらず」とのご意見について：</p> <p>区政会議の委員の方々が、区政運営に参画しているという実感がより得られるよう、ご意見いただいたとおり、P41の「戦略・取組の方向性」の「①区政会議の</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
	<p>運営についての効果的なP D C Aの実施」の取組の中で、委員の方々からいただいた意見がどのように区政に反映されているかについて区政会議の場で明らかにしてまいるとともに、区政運営に反映できた意見だけでなく、反映できなかったものについても、その理由をしっかりとフィードバックして、区長が説明責任を果たしてまいります。</p>
<p>・P42 目標欄に「※委員の選定は2年ごとに行うことから、30年度は設定していない」とあるが、本年11月より2年間の区政会議委員を募集中であり、記載は誤りではないか。</p>	<p>ご意見をいただいたとおり、区政会議委員の任期は2年間であり、29年に一斉改選を実施することから、30年度については、29年度と同様の目標となるため、設定を省略しておりました。</p> <p>ご指摘を踏まえ、30年度についても29年度と一体的な目標として設定していることが分かるよう、30年度の目標についても29年度と同様の目標を記載します。</p>
<p>14 多様な区民の意見やニーズの的確な把握</p>	
<p>・P43 「多様な区民の意見やニーズを的確に把握」について、区民の意見やニーズが相反する内容であった場合に、行政はどのような対応・対策をするのか、具体例を教えてください。それは「どうせ言っても変わらない」という参画離れの解消のきっかけになるのではないか。</p>	<p>様々な機会を通じて把握した区民の意見やニーズについては、区長が総合的に勘案した上で、適宜区政に反映していく必要があります。</p> <p>ただ、ご指摘のように、意見の内容が相反する場合もあり、また、予算や体制の面もあることから、いただいた意見をすべて反映することは現実的には難しいと考えております。</p> <p>区政運営に反映できた意見だけでなく、反映できなかったものについても、その理由をしっかりとフィードバックして、区長が説明責任を果たすことが、区民の区政運営に参画することへの意識の醸成のためには重要であると考えております。</p> <p>各区においては、より地域の実情や特性に即した施策・事業を展開するため、区長と地域住民との懇談、アンケート調査、区役所への意見箱の設置などに取り組んでいるところであり、上記のようなフィードバックの重要性に鑑み、いただいた意見について、いただいた方に直接、あるいは広報紙等を通じて間接的に、可能な限り、フィードバックを行っているところであります。</p> <p>ご意見を踏まえ、各区長の責任のもとで、P43の「戦略・取組の方向性」の記載のとおり、意見やニーズの把握手法の多角化に取り組むとともに、意見の反映状況や反映できなかった場合においても、可能な限り説明責任を果たしてまいります。</p>
<p>15 さらなる区民サービスの向上</p>	
<p>・P44 「区民に身近な総合行政の窓口」について、会社の就業時間と同じ時間しか開いておらず利用に制限がある役所が窓口になること、教育現場の手を止められない学校園が一部窓口になることは、少々無理を感じる。区民側の負担を考慮してほしい。</p>	<p>平日の昼間に働いておられる区民が直接来庁いただかなくても、区民からいただいた相談やご意見に適切に対応できるよう、各区においては職員の電話による接遇・対応能力の向上をはじめ、区民からの問い合わせの多い内容を整理したマニュアル・FAQの更新・改善や、区役所庁舎内だけでなく商店街等区民に身近な場所に意見箱を設置するなど、様々な取組を実施しています。</p> <p>なお、学校が窓口になるとは新たな窓口を設置する意味ではなく、保護者の方が教育に関する要望をされるケースなど現在も学校を窓口として行われている相談・意見・要望があることを記載したものです。</p>

ご意見の要旨	本市の考え方
<p>• P45「区役所来庁者等に対するサービスの格付け結果」とあるが、格付けはいらぬのではないか。サービス過剰であり、聞いてもいないのにすぐに話しかけてくる。ほとんど派遣社員の業者を使う必要はない。</p>	<p>区役所が区民の皆様にとって身近で信頼できる存在とするためには、まずは窓口におけるサービスの向上が必要と考え、客観的な視点で評価を受ける「格付け」などの手法も活用し、また、民間事業者も活用しながらサービス向上に取り組んできたところです。</p> <p>区役所にお越しになる機会が少なくどの窓口にいけばよいかや書類の書き方に戸惑われる方も多く、できるだけ声掛けをさせていただいていることから、煩わしく感じられたものと思われませんが、今後ともより的確な対応ができるよう、P45の「戦略・取組の方向性」の「②庁舎案内や窓口サービスにおけるサービス向上」に記載のとおり、引き続き、窓口サービスの向上に取り組んでまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。</p>
<p>16 効率的な区行政の運営の推進</p>	
<p>• P46「不適切な事務処理の減少に向けて～抜本的な対策を講じていく必要がある」とあるが、「不適切な事務処理」が減らないのは他に抜本的な原因があるのではないかと。事務レベルの底上げがなぜ必要か検証すべきだ。人員削減や市民ニーズの多様化・複雑化による行政現場の疲弊が「不適切な事務処理」に繋がっているのではないかと。疲弊した現場に大号令をかけても無意味で、さらに現場を繁忙にさせかねない「自主的・自律的なPDCAサイクルの徹底の促進」がどこまで進むのか疑問だ。</p>	<p>予算・人員をはじめとする行政資源の制約や市民ニーズの多様化・複雑化など、ご指摘にあるような行政を取り巻く困難な状況のなかで、少子高齢化等を背景とした新たな行政ニーズにこたえていくことが求められる一方、当然のことながら業務対応の正確さも求められるところです。</p> <p>ご意見のように、ただ業務を増大させるだけではきませんので、P46の「戦略・取組の方向性」の「区役所事務についての標準化・BPRの計画的推進」に記載のとおり、事業そのものの見直しをはじめ、ICTなども活用し業務工程の根本的な見直し（BPR）、効率的で正確な仕事の進め方の共有（標準化）などさらなる工夫にも取り組んでまいります。</p>